

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	39 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	58 件
国民年金関係	33 件
厚生年金関係	25 件

## 東京国民年金 事案 13002

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月

私は、昭和 50 年 3 月に厚生年金保険適用事業所を退職後に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を全て納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を昭和 50 年 3 月 6 日に行い、この切替手続後の同年 6 月 30 日に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが払出簿及び申立期間当時に居住していた市の受付簿で確認でき、当該手続時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立期間直後の 50 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料を同年 5 月 13 日に現年度納付していることが申立人が所持する領収証書で確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年4月まで  
私は、国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間直後の昭和46年5月から平成4年2月に厚生年金保険適用事業所に勤務するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年6月から同年7月頃までに払い出され、直後の同年8月18日に国民年金手帳が発行されていることが国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する年金手帳で確認でき、当該手帳記号番号払出し及び年金手帳発行時点で申立期間の保険料は現年度納付及び過年度納付することが可能であったほか、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、婚姻した45年4月から60歳に到達するまでの国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、婚姻直後から申立人及びその夫と同居し、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足当初の36年4月から60歳に到達するまでの保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで  
② 昭和41年4月から45年2月まで  
③ 昭和46年3月から47年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が還付決議されていること、及び申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和35年10月頃に申立人の夫と連番で払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立期間①は、夫は申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたと説明しており、夫の当該期間の保険料は納付済みと当時記録されていることが特殊台帳で確認でき、申立期間②は、申立人が夫婦二人分の保険料を同一日に同一場所で納付していることが夫が所持する申立人及びその夫の国民年金手帳で確認できるなど、申立人は申立期間①及び②の保険料を納付していたものと認められる。

また、オンライン記録では、申立期間①及び②は、申立人は未加入期間、夫は昭和36年8月以降は厚生年金保険の被保険者期間とされており、申立期間②の国民年金保険料は納付済みであることが国民年金手帳で確認できるため平成23年6月に還付決議が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立期間①及び②は、当該期間後に夫の厚生年金保険被保険者期間が判明したため、国民年金の強制加入被保険者期間を未加入期間と遡って記録訂正したものと考えられるが、申立期間①のうち昭和40年4月から41年3月までの期間の夫の保険料、申立期間②のうち42年3月分を除く申立人及びその夫の保険料は現年度納付されていることが夫の特殊台帳及び夫婦の国民年金手帳で確認でき、申立人は、申立期間①当初の夫婦の保険料も現年度納付していたものと推認できること、旧国民年金法附則第6条の2の規定により、被保険者が強制被保険者に該当しなくなった場合において、その者が資格を喪失するに至らなかったならば納付すべき保険料を現年度納付しているときは、任意加入被保険者に該当する日に任意加入の申出をしたものとみなされることなどから、当該期間は任意加入の被保険者期間とすることが妥当である。

- 2 申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の納付状況等を聴取することができず、申立人の夫は当該期間の保険料の納付に関与していないため、当時の状況が不明である。

また、当該期間当時に夫婦が居住していた市では、保険料の納付は印紙検認方式であったが、申立人の国民年金手帳の当該期間の「国民年金印紙検認記録」欄は空欄となっていることが確認できるほか、申立人の夫は申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたと説明しているものの、当該期間の夫自身の保険料は夫の特殊台帳でも未納とされているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から45年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年3月まで  
私の母は、私が20歳を過ぎて数年たった頃に私の国民年金保険料の納付書が届いたので、保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は平成3年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立人の未納期間の保険料を納付するよう通知が届いたため、申立期間の保険料と現年度保険料を毎月納付していたと説明しており、申立人が当時居住していた市の記録では、平成4年9月以降おおむね毎月保険料を納付しており、納付日は不明であるものの、申立期間前の3年4月から4年3月までの期間、申立期間後の6年2月及び同年3月分の保険料を過年度納付していることが確認できるほか、申立期間の前後を通じて申立人の住所等に変更は無く、生活状況に変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 13014

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から47年3月まで  
② 昭和50年1月から同年3月まで

私の母は、私が専門学校に通っている時に私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を家族の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、5か月及び3か月とそれぞれ短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年1月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人の保険料を納付してくれていたとする母親及び母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間を含め36年4月以降の保険料を全て納付しており、申立期間①は当時同居していた申立人の3人の兄も保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの期間及び56年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から47年3月まで  
② 昭和49年7月から同年12月まで  
③ 昭和56年10月から同年12月まで

私の母は、私が昭和46年2月に会社を退職後、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。私の申立期間の国民年金保険料は、私又は私の母が納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和47年12月に払い出されていることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立期間②及び③前後の保険料は、オンライン記録によれば、現年度納付されていることが確認できる。その上、申立期間②当時において申立人と同居していた母親の申立期間②の保険料は納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間②及び③は合計9か月と短期間であり、申立人は、前述の手帳記号番号が払い出された年度である昭和47年度以降の期間については、申立期間②及び③を除く国民年金の加入期間において、保険料を全て納付しているなど、申立期間②及び③については、申立内容に不自然さは見られない。

2 一方、申立期間①については、前述の手帳記号番号が払い出された昭和47年12月の時点において、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるものの、申立人は当該期間の保険料をまとめて納付した記憶が無い上、オンライン記録によれば、当該期間のうち、46年7月から47年3月までの期間は、当該期間当時において申立人と同居していた母親の保険料も未納であることが確認でき

る。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付方法の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの期間及び56年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月から平成2年6月まで  
② 平成2年10月から同年12月まで

私は、昭和63年8月にA国から帰国後、しばらくしてからB区で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思う。また、その後、未納であった保険料をまとめて納付することができると聞き、自分で区役所又は社会保険事務所（当時）に連絡して納付書を送ってもらい、申立期間のうち未納であった2年分の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成3年6月から7月頃までに払い出されたことが推認でき、当該払出しの時点においては、当該期間の国民年金保険料は、過年度納付することが可能である。

また、申立期間②は3か月と短期間であり、当該期間の前後の期間である平成2年7月から同年9月までの期間及び3年1月から同年3月までの期間の保険料は、オンライン記録によると、過年度納付されていることが確認できる。

さらに、前述の手帳記号番号が払い出された平成3年度以降における国民年金加入期間の保険料は、オンライン記録によれば、全て納付されていることが確認できる。

これらのことを踏まえると、申立期間②に係る申立内容に一定の整合性が見られる。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライ

ン記録等によると、申立人が主張する昭和 63 年 8 月からしばらくしてから B 区で手続を行ったのではなく、前述のとおり平成 3 年 6 月から 7 月頃までに払い出されていることが推認でき、申立期間②当時に居住していた C 区で払い出されていることが確認できる。なお、戸籍の附票によれば、申立人が B 区に住所を定めていた期間は、昭和 63 年 8 月から平成 2 年 7 月までの期間であり、その後 C 区に住所を異動していることから、申立人は B 区においては国民年金の加入手続を行うことができない。これらのことから、申立期間①のうち、昭和 63 年 8 月から平成元年 4 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①のうち、平成元年 5 月から 2 年 6 月までの期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点においては、保険料を過年度納付することが可能であるものの、前述のとおり、申立人が国民年金に加入したとする時期及び加入手続を行ったとする区は、オンライン記録における加入時期及び加入手続を行った区と相違する。さらに、申立期間①直前の昭和 62 年 3 月から 63 年 7 月までの未加入期間は、戸籍の附票によれば、申立人が A 国に在住していた期間であることが確認できる上、当該期間は、オンライン記録によれば、申立人が C 区に転居後の平成 3 年 8 月に未加入期間として記録整備された期間であることが確認できることから、申立期間①についても同時期に、記録が追加されたことが推認できる。このことを踏まえると、申立人は 2 年分の保険料を一括で納付したとする時期は、3 年 8 月以降であったと考えられ、申立人は、「一括で納付した保険料の金額は、20 万円ぐらいであった。」と述べており、納付したとする金額は、申立期間②及びその前後の過年度納付に係る保険料額並びに 4 年度分の前納に係る保険料額の合計額とおおむね一致する。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 2 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月及び同年 9 月  
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 46 年頃に、送られてきた納付書で申立期間①の国民年金保険料を A 区の出張所で納付して以来、申立期間②を含めて保険料を送られてきた納付書により欠かさず B 市の区役所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 47 年 10 月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立期間②は 3 か月と短期間である上、オンライン記録によれば、申立人は、国民年金の任意加入期間である当該期間の前後の時期の保険料を納付しており、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付していることが確認できる。

さらに、申立期間②の保険料の納付方法、納付場所等に関する記憶は具体的であり、当該期間当時の納付方法と符合しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 一方、申立期間①については、申立人は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において保険料を過年度納付することはできるものの、申立人が当該期間の保険料を納付したとする A 区の出張所では過年度保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間①直後の昭和 46 年 10

月の保険料は、時効期限直前の48年12月に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間①は、当該過年度納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年9月までの期間及び54年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月から53年9月まで  
② 昭和54年4月から55年3月まで  
③ 昭和55年4月から61年3月まで

私は、昭和52年に転居した際、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料は区出張所で納付していた。その後は法定免除期間を除き保険料を全て納付しており、免除申請手続きを行った<sup>おぼ</sup>憶えもない。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が法定免除期間で、申立期間③が申請免除期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は当該期間当初の昭和52年8月13日に転居していることが戸籍の附票で確認できるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は転居後間もない52年11月に払い出され、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、申立人が保険料を納付したとする区出張所は当該期間に当時開設され、保険料の収納取扱いを行っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間はオンライン記録では法定免除期間とされているが、申立人が生活保護を受けていた期間は当該期間直前の昭和53年11月1日から54年2月28日まで（生活保護廃止日は、同年3月1日）であることが上記区の福祉事務所の生活保護受給証明書で確認できること、当該期間当時に申立人が障害年金の受給や国立療養所等施設への収容等の法定免除の要件に該当する事項は無かったと考えられるなど、当該期間が法定免除となる合理的理由は特に考えられない。

また、生活保護が廃止になった場合の事務処理について、同区の国民年金担当課では、生活保護担当課からの報告に基づき法定免除理由消滅の手続を行い、所管社

会保険事務所（当時）に進達を行っていたとしており、申立人に対して当該期間の現年度保険料の納付書は送付されていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、申立人は当該期間後の保険料を全て納付しているほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述等において、申立人は当該期間当時の保険料の納付額、納付頻度及び納付場所等の納付状況を詳細かつ具体的に記憶しており、申立人の主張するとおり、納付したとする金額は当時の保険料額とおおむね一致し、納付頻度は当時の区の収納頻度と一致していること、納付したとする区出張所は当該期間同時に保険料の収納取扱いを行っていたことなど、申立人の説明には信憑性<sup>びよう</sup>があり、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月及び同年 5 月  
② 平成 2 年 4 月から同年 8 月まで

私は、昭和 54 年 3 月に厚生年金保険適用事業所を退職した時に国民年金に加入し、以降、国民年金保険料を 2 か月分ずつ納付していた。申立期間②は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していた。申立期間①の保険料が未納、②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は 2 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 55 年 4 月頃に払い出され、当該期間は保険料を現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当時の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿には、申立人が当該期間に国民年金に加入した記録は無く、当該期間は未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの期間及び39年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から38年3月まで  
② 昭和39年1月から同年3月まで

私の妻は、私が国民年金に加入した昭和38年頃に、国民年金保険料の納付勧奨に来た集金人を通じて夫婦二人分の保険料を遡って納付した。その後の保険料は、妻が区の集金人又は郵便局等で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年10月頃及び申立人が所持する年金手帳の検認記録から確認できる最初の納付月である同年11月時点において、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であり、当該期間直後の保険料は現年度納付していることが申立人が所持する年金手帳の検認記録で確認できるほか、37年10月から申立人が居住していた区を含めた広域な地域を管轄する行政庁の職員が過年度保険料の現金徴収業務を実施していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人は当該期間前後の期間の保険料を現年度納付していることが申立人が所持する年金手帳の検認記録で確認できるほか、申立人は当該期間を除き上記手帳記号番号が払い出された昭和38年度以降の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 39 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚した後しばらく国民年金保険料を滞納していたが、夫が国民年金に加入した昭和 38 年頃に、保険料の納付勧奨に来た集金人を通じて夫婦二人分の保険料を遡って納付した。その後の保険料は、私が区の集金人又は郵便局等で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の夫の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 38 年 10 月頃及び申立人が所持する年金手帳の検認記録から確認できる婚姻後に居住した区における最初の納付月である同年 11 月時点において、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であり、当該期間直後の保険料は現年度納付していることが申立人が所持する年金手帳の検認記録で確認できるほか、37 年 10 月から申立人が居住していた区を含めた広域な地域を管轄する行政庁の職員が過年度保険料の現金徴収業務を実施していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間であり、申立人は当該期間前後の期間の保険料を現年度納付していることが申立人が所持する年金手帳の検認記録で確認できるほか、申立人は申立期間①及び②を除き保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 61 年 3 月

私は、昭和 62 年に厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 7 月頃に払い出されており、この払出時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったほか、申立人は当該期間直後の 60 年 7 月から 61 年 2 月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、「被保険者でなくなった日」が「昭和 61 年 3 月 31 日」と記載されていること、平成 4 年 4 月に国民年金の資格喪失日が昭和 61 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に記録訂正されていることがオンライン記録で確認できることから、当該記録訂正前は、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、この記録訂正時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 13039 (事案 9760 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 56 年 6 月まで

私は、20 歳の時から父に国民年金に加入するように言われていたが、21 歳で国民年金に加入した。その後帰郷した際に、父にそれまでの国民年金保険料が未納であることを知られ、未納の保険料を納付するように叱られたため、市役所にこれまでの未納分の保険料の納付書を作成してもらい、母が送ってくれたお金でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、父親又は自身が 20 歳時まで遡って保険料を納付したと主張しているが、申立人の父親は遡って保険料を納付した記憶は曖昧であり、申立人は、申立期間の保険料額、保険料の納付場所、納付方法等の記憶が曖昧であることなど、申立人の父親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 1 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、前回の申立て後に実家から過去の領収証書等の資料が見つかったことから、それらを見て改めて記憶を確認したところ、昭和 57 年 1 月前後に実家に帰省した際に、父親に申立期間の保険料が未納であることを叱られ、帰宅後すぐに市役所に行き、申立期間の保険料の納付書の作成を依頼し、母親が送金してくれたお金で近くの金融機関で保険料をまとめて納付したことを思い出したと具体的に説明しており、当該納付時点で申立期間の保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であり、申立人が当時居住していた市では、窓口で過年度納付書を発行していたと説明しているほか、納付したとする金融機関の支店は

当時開設されていたことなどを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとして認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年4月から 58 年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から58年6月まで

私は、時期は定かでないが国民年金の加入手続きを行い、婚姻前は私と母親の二人分を、昭和 57 年7月の婚姻後は、私、母親及び妻の三人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 57 年4月から 58 年6月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は 57 年 10 月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人が一緒に保険料を納付していたとする母親及び妻の当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 51 年4月から 57 年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号払出時点では当該期間のうち 51 年4月から 55 年6月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の同年7月から 57 年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているほか、申立人は現在所持する上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持していたか分からないと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和

57年4月から58年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月から53年3月まで  
② 昭和53年4月から54年3月まで

私の父は、私が大学生の時に私の国民年金の加入手続きを行い、卒業までの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は12か月と短期間であり、申立人は昭和53年4月4日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、国民年金手帳の記号番号は同年同月に払い出されていることが確認でき、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能であったほか、申立人の姉は父親が申立人の保険料を納付すると話していたのを聞いた記憶があると説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の手帳記号番号は上記のとおり当該期間後の昭和53年4月に払い出されており、当該期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から43年9月まで  
私は、昭和 43 年9月に勤務先で集金（国民年金保険料の出張検認）があったので、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 43 年4月から同年8月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年8月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は、勤務を始めた同年9月に勤務先に市職員が集金（保険料の出張検認）に来たので年金手帳に印紙をはり保険料を納付したと説明しており、その納付方法は当該期間当時に市で行われていた現年度保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 41 年1月から 43 年3月までの期間及び43 年9月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、41 年1月から 43 年3月までの期間の保険料は過年度保険料となるが、その納付方法は印紙検認方式ではなく、申立人は上記の現年度保険料の納付以外の保険料の納付に関する記憶は全く無いと説明しているほか、43 年9月については、申立人は当月に小学校に勤務を始め共済組合に加入しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額に係る記録を47万円、申立期間③の標準報酬月額に係る記録を50万円にそれぞれ訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②のうち、平成5年6月1日から6年1月1日までの期間に係る標準報酬月額は、上記訂正後の標準報酬月額の記録（47万円）を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月1日から同年4月1日まで  
② 平成4年9月1日から6年1月1日まで  
③ 平成9年4月1日から10年4月30日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が誤っている。申立期間①及び②は47万円、申立期間③は50万円が正しい標準報酬月額なので、各申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成3年1月1日付け（処理日は同年4月8日）の随時改定により47万円から26万円に減額されていることが確認できる上、A社の被保険者として記録されている6名のうち、申立人以外の5名の標準報酬月額についても、同日付けで減額されていることが確認できる。

このことについて、A社及び同社の社会保険担当者は、申立期間①の標準報酬月額は47万円が届出していたが、期日内に保険料納付ができなかったために、社会保険事務所の職員から減額するよう指示され、訂正した旨回答している。

また、申立人から提出のあった預金通帳によると、上記随時改定の基礎期間である平成2年10月から同年12月までの3か月のA社からの振込額は、改定前の月に比べ著しい低下（変動）は見られない。

さらに、申立人から提出のあった給料支払明細書に記載されている申立期間①に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記随時改定前の標準報酬月額（47万円）であることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間①当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社は、申立人は現場担当の取締役であり、社会保険関係の手続には関与していなかったと回答していることから、申立人が当該随時改定処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成3年4月8日に行われた随時改定処理は、事実上即した改定とは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当該随時改定処理が行われる前のオンライン記録から、47万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成4年9月1日付け（処理日は同年10月29日）の随時改定により47万円から22万円に減額され、その後、5年8月1日付け（処理日は同年8月20日）の随時改定により34万円に改定されていることが確認できる上、A社の被保険者として記録されている5名のうち、申立人以外の3名の標準報酬月額についても、同日付けで減額及び改定されていることが確認できる。

このことについて、A社及び同社の社会保険担当者は、申立期間②の標準報酬月額は47万円と届出していたが、期日内に保険料納付ができなかったために、社会保険事務所の職員から減額する様指示され、訂正した旨回答している。

また、申立人から提出のあった給料支払明細書によると、平成4年9月1日付けの随時改定の基礎期間である同年6月から同年8月までの3か月の給与支給額及び5年8月1日付けの随時改定の基礎期間である同年5月から同年7月までの3か月の給与支給額は、改定前の月に比べ著しい低下（変動）は見られない。

さらに、上記給料支払明細書（平成4年10月を除く。）に記載されている申立期間②に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、47万円又は50万円であることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間②当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社は、申立人は現場担当の取締役であり、社会保険関係の手続には関与していなかったと回答していることから、申立人が当該随時改定処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成4年10月29日及び5年8月20日に行われた随時改定処理は、事実上即した改定とは認められないことから、申立人の申立期間②のうち4年9月から5年7月までの標準報酬月額は、4年10月29日の随時改定処理が行われる前のオンライン記録から、47万円とすることが必要である。

また、平成5年8月から同年12月までの標準報酬月額は、上記訂正後の標準報酬月額から47万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間②のうち、平成5年6月から同年12月までの期間について、当該期間に係る給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（上記訂正後の47万円）より高額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から50万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届出し、また、当該標準報酬月額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成9年4月から10年3月までは50万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで、遡って24万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで減額訂正された者がほかに10名確認できる。

このことについて、A社及び同社の社会保険担当者は、保険料の滞納があり、社会保険事務所へ資金繰り等について説明しお願いしたが、これ以上の遅延は無理と言われ、訂正せざるを得なかった旨回答している。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間③当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社は、申立人は現場担当の取締役であり、社会保険関係の手続には関与していなかったと回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和54年12月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月30日から55年1月1日まで

B社からA社へ異動した際の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、年金記録が空白期間になるはずがないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった社員の出向に関する契約書及び同社の回答から判断すると、申立人が、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は、転勤時における異動日について、退職年月日の翌日に異動させるのが通常の見取りであるとしているところ、申立期間については、A社が届出誤りをしたものであると回答していることから、当該期間における資格取得日を昭和54年12月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成20年7月31日に支給された賞与に係る給料台帳から、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成21年4月1日と認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月1日から21年4月1日まで

A社に勤務した厚生年金保険の被保険者記録について、前回送付されたねんきん定期便では資格喪失日が平成21年4月1日になっていたのに、今回送付されたねんきん定期便では申立期間の加入記録が無い。当時の給与支給明細書や同社から提出を受けた未払賃金証明書などを提出するので、厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、独立行政法人B機構が作成した「未払賃金立替払決定・支払通知書」及びA社が平成21年3月31日付けで作成した「未払賃金証明書」から、申立人は、申立期間も含め継続して同社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当初、平成21年4月1日と記録されていたところ、同年7月13日付けで、20年8月1日に遡及訂正された上、21年9月11日付けで20年8月1日に遡及訂正された資格喪失日を同年7月1日に再度遡及訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様、平成21年7月13日付け及び同年9月11日付けで、資格喪失日を遡及訂正された従業員を9人確認することができる。

さらに、A社に係る社会保険料の滞納処分票によると、同社は平成20年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、適用事業所に該当後一度も社会保険料を納付していないことが確認できる上、複数の元従業員は、「給与の遅配があった。」旨供述している。

ところで、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の遡及訂正処理について、社会保険庁（当時）は、「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について」（平成21年3月17日付け社会保険庁運営部年金保険課長通知）を地方社会保険事務局長（当時）に対し発出し、被保険者資格喪失届等の処理に当たっては届出の事実関係を厳正に確認するよう指示している。これによると、健康保険厚生年金保険被保険者資

格喪失届に記載された資格喪失日が社会保険事務所の受付日より 60 日以上遡る場合は賃金台帳(写)及び出勤簿(写)の添付を求め、資格喪失の事実発生日を確認し、社会保険事務所長の決裁を受けることとされている。また、被保険者資格を6か月以上遡及して喪失する場合は、「特定遡及処理」として、社会保険事務所長の決裁を受けた上で地方社会保険事務局(当時)に「特定遡及処理連絡・確認票」及び届出書等関係書類一式の写しを提出し、当該処理の妥当性について事前確認を受けることとされている。

そこで、本申立てに関係する一連の厚生年金保険の被保険者資格喪失日訂正処理について調査を行ったところ、平成21年7月13日付けで行われた訂正処理について、事業主が提出すべき賃金台帳(写)及び出勤簿(写)が提出されておらず、A社が同年7月1日付けで作成した「修正理由書」及び社会保険事務所事務処理担当者が記載したメモ書きが添付されており、当該修正理由書には、「同社は、当初、社員雇用を年俸制としていたが、会社経営が困難となり、ほとんどの社員と契約を解除し、外注費として各自業務の対価を精算する請負契約に変更した。」旨記載しており、当該メモ書きには、「出勤簿、賃金台帳、契約書依頼するも、作成無しとのこと。」旨記載されていることが確認できる。

一方、請負業者に係る被保険者の認定については、昭和10年3月18日付け保発第182号通知によると、「請負業者カ其ノ事業ヲ自己ノ統制管理及計算ノ下ニ遂行シ企業上独立セル場合ハ右請負業者ヲ事業主トシテ取扱フヘキモノナルモ然ラスシテ請負制度カ労務供給上ノ一方法又ハ賃金支払上ノ一形態ト認メラルル場合ニ於テハ右請負業者ヲ事業主トシテ取扱フヘキモノニ非サルモノトス。」とあり、事実上の使用関係の有無によって判断することとされている。

しかし、平成21年7月13日付けの処理について管轄年金事務所は、雇用契約から請負契約への変更の確認は、契約書の提出を求めたこと以外に行っていない旨回答している。

また、平成21年9月11日付けで処理された届出書には、退職日が記載された賃金台帳が添付されていることが確認できる。

さらに、特定遡及処理連絡・確認票においては、平成21年7月13日付けの処理については、同年11月5日に管轄社会保険事務所(当時)からC社会保険事務局(当時)に送付され、同年12月28日に指導事項無しとC社会保険事務局運営管理課長の確認が行われているが、同年9月11日付けの処理については、同年12月3日に管轄社会保険事務所からC社会保険事務局に送付されたものの、C社会保険事務局運営管理課長による確認が行われていない。

この点について管轄年金事務所は、平成22年1月1日に社会保険庁が解体されたことに伴い、C社会保険事務局運営管理課長の確認はC事務センターで行うこととなったが、照会の事案については当該事務センターによる確認が行われていない旨回答している。

以上のことから、本申立てに係る一連の厚生年金保険の被保険者資格喪失日訂正届に係る処理の妥当性について判断すると、平成21年7月13日付けの処理については、修正理由書にある「社員契約から請負契約への変更」について、社会保険事務所は、メモ書きに記載された形式的な調査のみで、当該時期に係る事実上の使用関係(指揮監督権の存在、勤務時間等拘束時間の有無、報酬の支払方法等)について何ら調査せずに、事業主が申し出た日付を資格喪失の事実発生日として認定したことは、事実関係を厳正に確認したとはいえ、不適切な処理であったと認められる。

次に、平成21年9月11日付けの処理については、そもそも社会保険事務所において、20

年7月13日の資格喪失日遡及訂正処理の際に、A社から「賃金台帳の作成無し。」と確認を取っている上、同年7月13日及び同年9月11日における事務処理担当者が同一で、決裁者も担当課長を除けば同一であることを考慮すれば、当該賃金台帳が事実上即したものであるとは疑わしく、同年7月13日以降に作成されたものと考えerことは想像に難くないと認められるにもかかわらず、当該賃金台帳に係る真偽について確認した形跡が無いこと、また、上述のとおり、申立人ら被保険者資格喪失日を遡及訂正された者の事実上の使用関係について調査した形跡が無いこと、さらに、当該処理がまだ日本年金機構C事務センターによる確認が行われていないことから判断しても、当該処理は極めて不適切な処理であったと認められる。

その上で、申立人が申立期間においてA社の従業員として勤務していたか否かについては、雇用保険の加入記録等から、申立人は平成21年3月31日に退職した記載が確認でき、また、申立人及び元従業員は、「申立期間当時に、事業主から雇用契約から請負契約に変わるという説明は無かった。」旨供述していることから、申立人は、申立期間も含め継続して同社に従業員として勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成21年7月13日付け及び同年9月11日付けで行われた申立人に係る資格喪失日の遡及訂正は、社会保険事務所の不適切な処理により行われたもので、事実上即しておらず、有効な記録訂正であったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た21年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成20年6月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成20年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月21日から同年10月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成20年8月21日に入社し、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社から提出された給与明細書により、申立人は平成20年8月21日から同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、明確な回答をしていないが、A社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」における資格取得日と、オンライン記録の資格取得日は一致していることから、事業主が平成20年10月20日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行ってお

らず、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月30日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給料明細書等はないが、月末まで確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人はA社に平成4年4月30日まで勤務していることが確認できる。

また、A社の経理担当者は、「退職日を資格喪失日として誤って届け出てしまった可能性はあると思う。月末まで勤務していた人は退職した月も保険料を引いていたと思う。」旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に平成4年4月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に廃業し、事業主も死亡していることから確認することができないが、事業主が資格喪失日を平成4年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年4月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月8日は18万円、19年7月10日は18万4,000円、同年12月10日は22万円、20年7月10日及び同年12月10日はそれぞれ18万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月8日  
② 平成19年7月10日  
③ 平成19年12月10日  
④ 平成20年7月10日  
⑤ 平成20年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成18年12月8日は18万円、19年7月10日は18万4,000円、同年12月10日は22万円、20年7月10日及び同年12月10日はそれぞれ18万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和59年11月6日であると認められることから、申立人の申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年5月から同年9月までは11万8,000円、同年10月は18万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年11月6日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の同社における資格喪失日は昭和59年5月31日と記録されているが、当該喪失日より後の同年10月に定時決定（18万円）が行われていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和59年10月31日）より後の60年1月21日付けで、59年3月31日と記載され、さらに、60年2月7日付けで59年5月31日に訂正されていることが確認できる。

なお、上記被保険者名簿において、申立人と同様にA社が適用事業所でなくなった後に資格喪失日が遡って訂正されている者は13人確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により、申立期間及び上記訂正処理日に同社は法人であることが確認でき、また、上記被保険者名簿において遡って被保険者資格の喪失処理及び喪失日の訂正処理が行われた者が5人以上確認できることから、同社は当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断され、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、昭和 59 年 5 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である同年 11 月 6 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、昭和 59 年 5 月から同年 9 月までは 11 万 8,000 円、同年 10 月は 18 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年9月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月24日から同年12月4日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与支払明細書及び同社での運転者台帳を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書及び運転者台帳並びにA社から提出のあった入社ノートにより、申立人は昭和50年9月24日から同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、同社が加入している厚生年金基金における資格取得日と同日となっていることから、社会保険事務所（当時）と厚生年金基金の双方が資格取得日を誤って記録したとは考え難く、事業主は昭和50年12月4日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立

人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年7月から9年9月までの期間は32万円、同年10月から13年6月までの期間は36万円、同年7月から19年12月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に支給された賞与において、49万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を49万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間③から⑫までについては、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月15日は54万円、16年7月15日は55万円、同年12月15日、17年7月15日、同年12月15日及び18年7月15日は56万円、同年12月15日は57万円、19年7月15日は56万円、同年12月15日は57万円、20年7月15日は23万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年7月1日から20年12月1日まで  
② 平成15年7月15日  
③ 平成15年12月15日  
④ 平成16年7月15日  
⑤ 平成16年12月15日

- ⑥ 平成17年7月15日
- ⑦ 平成17年12月15日
- ⑧ 平成18年7月15日
- ⑨ 平成18年12月15日
- ⑩ 平成19年7月15日
- ⑪ 平成19年12月15日
- ⑫ 平成20年7月15日

A社で勤務した期間のうち申立期間①において、標準報酬月額が引き下げられている時期がある。給料の大幅な増減は無く、平成11年夏頃の給与は35万5,000円程度であった。

また、賞与については、申立期間②（平成15年夏の賞与）の記録はあるものの標準賞与額は低く記録されており、それ以後、申立期間③から⑫までの賞与の記録が無い。源泉徴収票及び給料支払明細書等を提出するので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、A社の社会保険業務担当者は、「昇給の場合を除き、毎月ほぼ同額を支払っていた。」旨回答している。

したがって、申立期間①のうち、平成8年7月から19年12月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成11年4月、同年11月及び12年1月の給料支払明細書から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額並びに8年分から19年分までの「給与所得の源泉徴収票」において推認できる厚生年金保険料額から、8年7月から9年9月までの期間は32万円、同年10月から13年6月までの期間は36万円、同年7月から19年12月までの期間は34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票等において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成20年1月から同年11月までの期間については、申立人は給料支払明細書を保有していないため、B区が保管する申立人に係る20年分の「所得税の確定申告書」を確認したが、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料の控除は認められない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、申立人が提出した平成 15 年 7 月の賞与に係る明細書（以下「賞与明細書」という。）で確認できる保険料控除額から、49 万 9,000 円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記社会保険業務担当者は、「加入していた健康保険組合へ届出書を提出し、手続を行っていた。」としているところ、当該組合の記録によると、申立期間②の標準賞与額は 30 万円と記録されており、オンライン記録（30 万円）と一致していることから判断すると、事業主は、申立期間②についてはオンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③から⑫までについて、申立人は、標準賞与額に係る記録が無いことについて申し立てているところ、申立期間③から⑨までについては、申立人が提出した平成 15 年 12 月、16 年 7 月、同年 12 月、17 年 7 月、同年 12 月、18 年 7 月及び同年 12 月の賞与明細書により、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の賞与支給日について、上記社会保険事務担当者は、「入金状況により支給日はまちまちであったが、7 月及び 12 月の月中旬に支給していた。」と回答しており、オンライン記録にある平成 15 年 7 月の賞与支給日は「7 月 15 日」と記録されていることから、申立期間③から⑫までに係る賞与の支給日はいずれも 7 月 15 日及び 12 月 15 日と認められる。

したがって、申立期間③から⑨までの標準賞与額については、特例法に基づき賞与明細書で確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間③は 54 万円、申立期間④は 55 万円、申立期間⑤から⑧までは 56 万円、申立期間⑨は 57 万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑩から⑫までについては、申立人は、当該期間に係る賞与明細書を保有していないが、上記社会保険事務担当者は、「賞与は、支給額は徐々に少なくなったものの、平成 20 年 7 月までは支給していた。」旨回答していることから、19 年、20 年の賞与が申立人に支給されていたものと考えられる。

さらに、平成 19 年分の「給与所得の源泉徴収票」及び B 区が保管する申立人に係

る 20 年分の「所得税の確定申告書」により、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、特例法に基づき、源泉徴収票及び確定申告書から推認できる社会保険料控除額から、申立期間⑩は 56 万円、申立期間⑪は 57 万円、申立期間⑫は 23 万 4,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間③から⑫までにおける申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記社会保険事務担当者は、「平成 15 年 7 月以外、賞与の手続を失念していた。」としており、A 社が加入する健康保険組合の記録によると、申立期間②の標準賞与額以外は記録されておらず、オンライン記録においても申立期間②の標準賞与額以外は記録されていないことから、事業主は、申立期間③から⑫までについては標準賞与額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成3年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月1日から同年6月1日まで  
② 平成3年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で申立期間に設計アシスタントとして勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された給与明細書により、申立期間②に係る標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額は、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成3年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認め

られる。

2 申立期間①について、A社に勤務していた複数の従業員の回答により、申立人が平成2年2月頃から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の事業主は、「社員名簿等の資料を破棄しており、20年以上前のことで申立人を記憶していない。当時のことは分からないが、入社後すぐに辞める者がいたので、すぐには加入させなかったかもしれない。」と供述していることから、申立期間①当時、A社には、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させなかった事情がうかがえる。

また、申立人は、申立期間①に係る給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保持していないので、当該期間の保険料控除を確認することができない。

なお、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は雇用保険の取得日と同日の平成2年6月1日であり、同日に同社で厚生年金保険の被保険者となった従業員二人についても雇用保険の取得日は同日となっている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和49年12月9日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和49年6月及び同年7月の標準報酬月額については、9万2,000円、同年8月から同年11月までの標準報酬月額については10万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月26日から50年3月5日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年6月26日から同年12月9日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額に係る昭和49年8月の随時改定の記録は取り消されており、申立人と同様に、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年6月26日（以下「全喪日」という。）に被保険者資格を喪失している健康保険証の整理番号\*番の被保険者の資格喪失日に係る届出の受付年月日は、同年12月9日と記載されていることが確認できる。このことについて、日本年金機構B事務センターは、当該受付日は、全喪日である同年6月26日に資格を喪失した被保険者全てについて該当し、同年12月9日付けで資格喪失の届出がなされたものと推測される旨回答していることから、全喪日より後に申立人の資格喪失日が遡って処理されたことが認められる。

さらに、全喪日以降、昭和49年12月9日までの期間について、上記被保険者名簿から、A社には常時5人以上の従業員が在籍していたことが認められ、当該期間において、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由

は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、上記名簿の資格喪失届の受付年月日から、昭和49年12月9日であると認められる。

なお、昭和49年6月及び同年7月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とし、同年8月から同年11月までの標準報酬月額については、取り消された同年8月の随時改定の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和49年12月9日から50年3月5日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が記憶していた同僚及び同社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に当該期間において被保険者記録が空白となっている複数の者は、いずれも当時の給与明細書を保有しておらず、これらの者から申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年2月1日から同年4月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同社から同社の子会社であるB社に異動した期間であるが、継続して同一のガソリンスタンドで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時に申立人と同様にA社からB社に異動した従業員及び申立人と勤務先が同一であった上司は、申立期間当時に申立人の勤務形態及び業務内容に変更は無く、一貫してガソリンスタンドで勤務していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は当時の資料が無く不明と回答しているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が健康保険組合の記録における資格喪失日と同じであり、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は昭和41年2月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、そ

の後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、 事業主は、 申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。オンライン記録では、直前の平成7年2月28日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した扱いになっているが、実際には同年2月末まで勤務していたのは間違いなく、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数のA社の元従業員の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、複数のA社の元従業員から提出された平成7年2月の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、A社の元事業主は、同社の給与について毎月20日締め、25日が支給日であり、社会保険料は当月控除である旨供述している上、同社元従業員から提出された平成6年10月分及び11月分給与明細書（6年11月より145/1000から165/1000に保険料率変更）において、厚生年金保険料額が従前の月の保険料額3万8,425円から4万8,675円に変更されていることから、当月控除であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。オンライン記録では、直前の平成7年2月28日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した扱いになっているが、実際には同年2月末まで勤務していたのは間違いなく、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数のA社の元従業員の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、複数のA社の元従業員から提出された平成7年2月の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、A社の元事業主は、同社の給与について毎月20日締め、25日が支給日であり、社会保険料は当月控除である旨供述している上、同社元従業員から提出された平成6年10月分及び11月分給与明細書（6年11月より145/1000から165/1000に保険料率変更）において、厚生年金保険料額が従前の月の保険料額3万8,425円から4万8,675円に変更されていることから、当月控除であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。オンライン記録では、直前の平成7年2月28日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した扱いになっているが、実際には同年2月末まで勤務していたのは間違いなく、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数のA社の元従業員の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、複数のA社の元従業員から提出された平成7年2月の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、A社の元事業主は、同社の給与について毎月20日締め、25日が支給日であり、社会保険料は当月控除である旨供述している上、同社元従業員から提出された平成6年10月分及び11月分給与明細書（6年11月より145/1000から165/1000に保険料率変更）において、厚生年金保険料額が従前の月の保険料額3万8,425円から4万8,675円に変更されていることから、当月控除であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。オンライン記録では、直前の平成7年2月28日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した扱いになっているが、実際には同年2月末まで勤務していたのは間違いなく、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数のA社の元従業員の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人を含む複数のA社の元従業員から提出された平成7年2月の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、A社の元事業主は、同社の給与について毎月20日締め、25日が支給日であり、社会保険料は当月控除である旨供述している上、同社元従業員から提出された平成6年10月分及び11月分給与明細書（6年11月より145/1000から165/1000に保険料率変更）において、厚生年金保険料額が従前の月の保険料額3万8,425円から4万8,675円に変更されていることから、当月控除であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。オンライン記録では、直前の平成7年2月28日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した扱いになっているが、実際には同年2月末まで勤務していたのは間違いなく、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数のA社の元従業員の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、複数のA社の元従業員から提出された平成7年2月の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、A社の元事業主は、同社の給与について毎月20日締め、25日が支給日であり、社会保険料は当月控除である旨供述している上、同社元従業員から提出された平成6年10月分及び11月分給与明細書（6年11月より145/1000から165/1000に保険料率変更）において、厚生年金保険料額が従前の月の保険料額3万8,425円から4万8,675円に変更されていることから、当月控除であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。オンライン記録では、直前の平成7年2月28日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した扱いになっているが、実際には同年2月末まで勤務していたのは間違いなく、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数のA社の元従業員の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、複数のA社の元従業員から提出された平成7年2月の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、A社の元事業主は、同社の給与について毎月20日締め、25日が支給日であり、社会保険料は当月控除である旨供述している上、同社元従業員から提出された平成6年10月分及び11月分給与明細書（6年11月より145/1000から165/1000に保険料率変更）において、厚生年金保険料額が従前の月の保険料額3万8,425円から4万8,675円に変更されていることから、当月控除であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の財団法人Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで  
平成23年10月に社会福祉法人Bから、申立期間の加入記録が無いことについて確認の上、必要に応じて年金事務所に訂正の申立てをしてほしいという趣旨の手紙が届いた。申立期間は、財団法人Aに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会福祉法人B（社会福祉法人Cの後継事業団）による申立人の申立期間に係る雇用等についての証明等により、財団法人A及び社会福祉法人Cに継続して勤務し（昭和41年11月1日に財団法人Aから社会福祉法人Cに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の財団法人Aにおける昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、財団法人Aは昭和41年10月30日に適用事業所でなくなり、同日に被保険者全員が資格を喪失した旨の届出を行っていることから、社会保険事務所は申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（後に、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和44年10月15日、資格喪失日は46年10月13日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月は6万円、同年11月から45年9月までの期間は8万6,000円、同年10月から46年7月までの期間は9万2,000円、同年8月及び同年9月は10万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月15日から46年10月13日まで  
社会保険事務所（当時）から申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。A社には、異動に伴う転勤があったが昭和34年4月から平成元年4月まで継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び申立人の経歴書により、申立人は、申立てに係る事業所に昭和43年11月6日から56年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は、申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成20年3月25日付けで、総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、申立人のA社C本社（現在は、D社）における資格喪失日が昭和44年10月15日から46年10月13日に訂正され、44年10月の標準報酬月額は6万円、同年11月から46年9月までの標準報酬月額は8万6,000円に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後の平成24年2月3日に、日本年金機構から、同機構において管理しているA社（事業所の所在地は、E県）に係る事業所別被保険者名簿に

において、新たに申立人の申立期間に係る記録である可能性が高い被保険者記録が存在することが判明したとの連絡があった。

このため、今回、新たに日本年金機構から提出された適用事業所名がA社である事業所別被保険者名簿に加え、前回の申立時に当委員会が入手した申立人が提出した申立書、A社C支社と同社C本社に係る事業所別被保険者名簿及び前回申立当時のオンライン記録並びに今回の調査時に当委員会が新たに入手した厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び現在のオンライン記録を突合し、検証した結果は以下のとおりである。

日本年金機構から提出された適用事業所名がA社である事業所別被保険者名簿に記載された被保険者の氏名及び生年月日は、前回の申立時に申立人から提出された申立書に記載された申立人の氏名及び生年月日と一致していることが確認できる。

また、前回の申立時に申立人から提出された申立書に申立人が申立期間当時に勤務した事業所として記載されているA社C本社は、上記被保険者名簿に係る適用事業所であるA社と同一法人であることが推認できる。

さらに、上記被保険者名簿に記載された被保険者の被保険者期間は、前回の申立時に申立人から提出された申立書に記載された申立期間と一致していることが確認できる。

加えて、日本年金機構から当委員会が入手した厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載された申立人の記号番号は、上記被保険者名簿に記載された被保険者の記号番号と下2桁の数字のみが異なっていることが確認できる。ところが、上記被保険者名簿に記載された被保険者の記号番号は、当該払出簿及びオンライン記録によると、他社の従業員に付与されたものであることが確認できる。

上記のとおり、他社の従業員に付与された記号番号が上記被保険者名簿において申立人の記号番号として記載された原因は、日本年金機構が、上記被保険者名簿の申立人の記号番号欄に誤って他社の従業員の記号番号を記入したことによるものと認められる旨回答していることから、管轄社会保険事務所における申立人に係る厚生年金保険の記録管理は適切に行われていなかったものと認められる。

以上のことから、上記被保険者名簿に記載された被保険者の記録は、申立人の申立期間に係る記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和44年10月15日に資格を取得し、46年10月13日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、昭和44年10月は6万円、同年11月から45年9月までは8万6,000円、同年10月から46年7月までは9万2,000円、同年8月及び同年9月は10万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成 18 年 7 月 31 日）及び資格取得日（平成 18 年 8 月 1 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、定年退職となった後も継続して勤務していた。申立期間の給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録によると、A社における資格取得日が平成 12 年 12 月 25 日、離職日が 23 年 12 月 25 日と記録されており、申立人が、申立期間に同社において継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社提出の申立人に係る出勤簿によると、申立人は、申立期間である平成 18 年 7 月 31 日及び同年 8 月 1 日両日とも出勤していることが確認できる。

さらに、A社の事業主は、「A社の社会保険料控除方法は当月控除である。」旨回答しているところ、申立人提出の平成 18 年 7 月分の給料支払明細書によると、当月の厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、同社提出の申立人に係る同年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿においても申立期間に係る社会保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社が提出し、社会保険事務所（当時）が平成 18 年 8 月 4 日に受理した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び取得届により、事業主が同年 7 月 31 日を資格喪失日、同年 8 月 1 日を資格取得日として届け出たことが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東京国民年金 事案 13004

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から52年3月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した後に、国民健康保険に加入した際に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和48年3月に厚生年金保険適用事業所を退職した後に、国民健康保険に加入した際に国民年金にも加入し、申立期間の保険料を納付してきたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該事業所を退職してから4年を経過した52年7月頃に払い出され、当該払出時点では申立期間のうち50年4月から52年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能ではあるが、申立人は、国民年金の加入時に申立期間の保険料を遡って納付したことはなかったと説明しているほか、当該払出時点では申立期間のうち48年4月から50年3月までの期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は上記手帳記号番号のみが記載された年金手帳を1冊のみ所持し、当該手帳のほかにも手帳を所持した記憶は無いと説明しているほか、上記期間について、国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認調査を日本年金機構に依頼した結果、当該払出簿に申立人の氏名は記載されておらず、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から52年12月までの期間及び54年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から52年12月まで  
② 昭和54年4月から57年3月まで

私は、国民年金保険料を60歳までに25年間納付しないと年金がもらえないと区で説明を受け、仕方なく第3回特例納付により夫婦二人分の保険料を納付したが、私は国民年金の加入手続を行った昭和40年頃から夫婦二人分の保険料を納付しており、申請免除期間については数回に分けて追納したはずである。

申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が申請免除期間とされ保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、区役所の窓口で、自身の国民年金の加入手続を行った昭和40年頃から夫婦二人分の保険料を定期的に納付していたにもかかわらず、60歳までに25年間納付しないと年金がもらえないとの説明を受けて、仕方なく第3回特例納付により夫婦二人分の保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は40年7月に払い出されているものの、申立人の当初の被保険者資格取得日であった36年4月1日から52年12月までの期間に保険料を納付した期間は無く、申立人夫婦は当該特例納付実施期間終期の55年6月25日に、申立人は56か月分及びその夫は23か月分の保険料をそれぞれ当該特例納付により納付していることが申立人夫婦が所持している領収証書及びオンライン記録で確認でき、申立人夫婦はいずれも当該特例納付をしなければ60歳に到達するまで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、申立人は夫婦それぞれの受給資格期間を満たすために必要とな

る納付月数を考慮して当該特例納付を行ったものと考えられ、60 歳に到達した時点での申立人夫婦の保険料の納付済期間及び申請免除期間の合計月数は受給資格期間を満たす 300 月となっている。

また、申立人の当該期間は 153 か月と長期間であり、申立人夫婦は昭和 38 年 5 月以降現在に至るまで同一区に居住しており、行政側が管内に長期間居住し継続して保険料を納付していたとする被保険者の保険料収納事務を長期間誤り続けたとは考えにくいなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を追納していたことを示す関連資料が無く、申立人は、当該期間の保険料の追納の申込みを行い、夫婦二人分の保険料を一緒に追納していたと説明しているが、追納していたとする時期及び追納保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの期間、43年4月から44年3月までの期間、46年4月から52年12月までの期間及び54年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで  
② 昭和43年4月から44年3月まで  
③ 昭和46年4月から52年12月まで  
④ 昭和54年4月から57年3月まで

私の妻は、国民年金保険料を60歳までに25年間納付しないと年金がもらえないと区で説明を受け、仕方なく第3回特例納付により夫婦二人分の保険料を納付したが、妻が国民年金の加入手続を行った昭和40年頃から夫婦二人分の保険料を納付しており、申請免除期間については数回に分けて追納したはずである。

申立期間①、②及び③の保険料が未納とされ、申立期間④が申請免除期間とされ保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料については妻が自身の保険料と一緒に納付していたと説明しており、申立人の保険料を納付していたとする妻は、区役所の窓口で、自身の国民年金の加入手続を行った昭和40年頃から夫婦二人分の保険料を定期的に納付していたにもかかわらず、60歳までに25年間納付しないと年金がもらえないとの説明を受けて、仕方なく第3回特例納付により夫婦二人分の保険料を納付したと説明しているが、申立人夫婦は当該特例納付実施期間終期の55年6月25日に、申立人は23か月分及びその妻は56か月分の保険料をそれぞれ当該特例納付により納付していることが申立人夫婦が所持している領収証書及びオンライン記録で確認でき、申立人夫婦はいずれも当該特例納付をしなければ60歳に到

達するまで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、申立人の妻は夫婦それぞれの受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して当該特例納付を行ったものと考えられ、60歳に到達した時点での申立人夫婦の保険料の納付済期間及び申請免除期間の合計月数は受給資格期間を満たす300月となっている。

また、申立人の当該期間の合計月数は117か月と長期間であり、申立人夫婦は昭和38年5月以降現在に至るまで同一区に居住しており、行政側が管内に長期間居住し継続して保険料を納付していたとする被保険者の保険料収納事務を長期間誤り続けたとは考えにくいなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間④については、申立人の妻が当該期間の保険料を追納していたことを示す関連資料が無く、申立人は保険料の追納に関与しておらず、申立人の妻は、当該期間の保険料の追納の申込みを行い、夫婦二人分の保険料を一緒に追納していたと説明しているが、追納していたとする時期及び追納保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から11年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月から11年3月まで

私は、平成16年12月に厚生年金保険適用事業所への就職が決まってから、学生時の申請免除期間の追納の申込みを母にしてもらい、私が国民年金保険料を何回かに分けて追納し、半年ぐらいで完納した。申立期間が申請免除期間とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申請免除期間の追納の申込みに関与しておらず、当該追納の申込みをしたとする申立人の母親は、当該申込みに関する記憶が曖昧である。

また、申立人は申立期間の追納保険料の合計額は20万円ぐらいで、当該保険料を3、4回に分割して追納したと説明しているが、追納の申込みがなされたことはオンライン記録に無く、申立期間に係る当該保険料の納付書が発行されていなかったものと考えられること、申立期間の当該保険料を追納したとする金額は、申立期間の当該保険料の合計額と相違することなど、申立人が申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

なお、申立人の平成16年分の確定申告書に記載されている社会保険料控除額は、申立人が16年9月に勤務していた会社の16年分源泉徴収票における「社会保険料等の金額」と、同年中に納付した15年11月から16年8月までの期間の保険料とを加えた金額と考えられ、また、申立人が16年12月から勤務していた会社の「平成17年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」では、「社会保険料控除額（給与からの控除分）」及び「同控除額（申告分）」の記載が確認できるが、当該控除額（申告分）は17年中に納付した16年10月及び同年11月の保険料の合計額と考えられる

ことから、上記の確定申告書、源泉徴収票及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳は申立期間の保険料を納付していたことを示す資料と認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から平成 2 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から平成 2 年 5 月まで  
私の元婚約者は、平成 4 年頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遡って数か月分ずつ分割納付し、しばらくしてまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の元婚約者が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付をしたとする元婚約者から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 4 年 6 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は 1 か月を除き時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の元婚約者が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年5月までの期間、62年9月から同年11月までの期間及び平成元年1月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年8月から61年5月まで  
② 昭和62年9月から同年11月まで  
③ 平成元年1月から同年7月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成4年9月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は現在所持する厚生年金保険の記号番号及び上記の手帳記号番号が記載された年金手帳のほか、国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳を所持していた記憶は定かでないとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月から14年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月から14年9月まで  
私は、平成14年9月頃に母に約40万円を出してもらい、申立期間の国民年金保険料を遡って一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が保険料を一括で納付したとする平成14年9月時点では、申立期間のうち12年2月から同年7月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である

また、平成16年7月12日に申立人に納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、この作成日からみて当該納付書は申立期間のうち14年6月から同年9月までの期間に係るものであり、当該納付書作成時点で当該期間の保険料は未納であったと考えられるほか、申立人は保険料の納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から同年12月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間を含め平成5年10月から8年3月までの国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付をしたとする母親は国民年金の加入手続の時期、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年3月頃に払い出されており、この払出時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったが、申立期間直後の6年1月から7年3月までの保険料は8年2月以降順次過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、母親は申立期間直後の期間から過年度納付を行ったものと考えられるほか、当該過年度納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から10年3月まで  
私の母は、私が海外に在住していた平成10年1月に、私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、海外での居住を開始した平成10年1月に母親が申立人の国民年金の任意加入手続を行い、加入手続時に申立期間のうち3か月分の保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人は9年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、申立期間後の10年4月20日に国民年金に任意加入し、同年6月に同年4月及び同年5月分の保険料を現年度納付していることがオンライン記録で確認できる一方、申立期間は国民年金に任意加入する前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は申立期間のうち、平成9年12月分の保険料は同年同月に会社を退職したので納付していないと思うと説明しているほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、新たな資料の提出や具体的な説明は無いなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から48年3月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の結婚後しばらくしてから私に国民年金手帳を渡すまで、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ってくれていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は申立期間当時に父親が実家で申立人の保険料を納付してくれていたと説明しているが、当該期間のうち、申立人の婚姻前の昭和45年3月頃から46年2月頃までの期間及び婚姻した46年4月以降の期間は申立人の住所は実家の住所とは異なっていることが戸籍の附票で確認できるほか、申立人が所持する国民年金手帳は申立期間後の49年7月に発行されており、この発行時点では申立期間の大半は、第2回特例納付による納付を除き、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は婚姻後に遡って保険料を納付したことはないと説明している。

さらに、申立人は、申立期間当時に父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、現在所持する手帳とは別の手帳を婚姻後しばらくして父親から渡されたと説明しているが、申立期間について、国民年金手帳の記号番号の払出しを確認した結果、申立人が20歳到達以降、実家に住所があった期間に申立人の手帳記号番号の払出しは無いなど、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されてい

たことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 13017 (事案 8075 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 7 月に会社を退職した後の失業保険受給期間中に、職業安定所の職員から国民年金への加入を勧められたので、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を市役所出張所か金融機関で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料の納付時期、納付頻度及び保険料額に関する記憶が曖昧であり、申立人は会社を退職した昭和 57 年 8 月に国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 61 年 9 月頃に払い出されており、国民年金手帳の受領に関する記憶が定かではなく、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 8 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、今回の再申立てにおいて、申立期間当時に居住していた市では、保険料の納付記録を民間業者に委託していたということであり、申立期間当時のデータを調べれば自身の納付記録があるはずであると主張しているが、当該市から保険料の納付データの作成を受託していたと思われる事業所は、当事務室の照会に対して、受託していた業務の具体的な内容は不明であり、申立期間当時のデータは無いと回答しており、当時の納付状況が不明であるほか、申立人から新たな

資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの期間、58 年 4 月から同年 6 月までの期間、63 年 2 月、同年 3 月、同年 7 月から同年 9 月までの期間、平成元年 3 月、同年 8 月から 2 年 3 月までの期間及び 3 年 3 月から 5 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで  
③ 昭和 63 年 2 月及び同年 3 月  
④ 昭和 63 年 7 月から同年 9 月まで  
⑤ 平成元年 3 月  
⑥ 平成元年 8 月から 2 年 3 月まで  
⑦ 平成 3 年 3 月から 5 年 6 月まで

私の妻は、A 区の出張所において、私の申立期間の国民年金保険料を妻の自身の保険料と一緒に毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻は、A 区の出張所において、私の申立期間の国民年金保険料を妻の自身の保険料と一緒に毎月納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間は、昭和 57 年 7 月から平成 5 年 6 月までの 11 年間で 7 か所合計 48 か月に及んでおり、申立人が申立期間を通じ居住していたとする A 区において同一人物に係る保険料の収納業務にこれだけの過誤があったとは考え難い。

また、申立期間①及び②については、申立人は当該期間の保険料を毎月納付したと主張しているが、当時の A 区における保険料の収納単位は 3 か月であることから、当該期間に係る申立人の主張に整合性が認められない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間③、④、⑤、⑥、及び⑦のうちの平成 3 年 3 月から 4 年 2 月までの期間において、申立人と一緒に保険料を納付してい

たとする申立人の妻の保険料は、各期間とも未納となっていることが確認でき、同記録によれば、申立期間⑦のうちの4年3月及び5年4月から同年6月までの期間の妻の保険料は、過年度納付されていることが確認できる。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は申立期間の保険料の納付時期及び納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から51年6月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和53年4月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しており、「当該手帳以外に別の手帳を所持した記憶は無い。」と述べていることから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、50年7月から同年12月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、当該手帳記号番号の払出し後の53年7月から55年6月までの期間は、第3回特例納付の実施期間であるものの、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、「申立期間の保険料を特例納付した記憶は無い。」と述べている。

また、申立期間のうち、昭和51年1月から同年6月までの期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において保険料を過年度納付することができるものの、59年5月に作成されたA区の年度別納付状況リストによれば、当該期間の保険料は未納とされていることが確認でき、当該記録は、オンライン記録とも符合している。その上、当該年度別納付状況リストにおいて、申立人の母親が申立期間直後の51年7月よりも前の期間の保険料を、過年度納付可能な時点において納付した記録も無く、同記録に不自然な点も見られない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私の父は、昭和45年9月14日に、私の申立期間の国民年金保険料をA市の集金人に遡って一括で納付してくれた。私が所持している国民年金手帳の43年度の国民年金印紙検認記録には、なぜか斜線が引かれているものの、当該日付の検認印が押されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持している国民年金手帳の「昭和43年度国民年金印紙検認記録」のページの各月欄に押された45年9月14日付けの検認印が、斜線で抹消されているものの、当該検認印が押されていたことを理由として、「私の父は、昭和45年9月14日に、私の申立期間の国民年金保険料をA市の集金人に遡って納付した。」と主張している。

しかしながら、申立期間の保険料は、前述の検認印における検認年月日によれば、過年度保険料であり、同保険料は過年度納付書により納付することとなるため、国民年金手帳の印紙検認記録に検認印が押されることはない。

また、申立期間のうち、昭和43年4月から同年6月までの保険料は、申立人が納付したと主張する45年9月14日の時点においては、時効により納付することができないことから、申立期間の保険料を当該時期に一括で納付することはできない。その上、A市では、申立期間当時において集金人は、過年度保険料の収納を取り扱うことはできなかったとしている。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の保険料は未納を示す「空欄」となっていることが確認できる。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険

料を納付したとする父親から当時の事情を聴取することができないため、申立期間の保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 59 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 59 年 4 月まで

私の妻は、私が勤務していた会社が倒産した昭和 58 年 9 月に、私の国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を基に、平成 9 年 1 月に付番されており、当該基礎年金番号が付番される時点より前に、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人は、「申立期間当時に、国民年金手帳は送られてこなかった。」と述べており、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。その上、申立期間は、オンライン記録において、国民年金に加入していない期間として管理されている。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「申立期間の保険料は 28 万円で、2 回に分けて妻が納付してくれた。」と述べているが、当該納付金額は、申立期間に係る当時の保険料額と大きく相違している。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月までの期間、60 年 10 月から 61 年 1 月までの期間及び 62 年 5 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 10 月から 61 年 1 月まで  
③ 昭和 62 年 5 月から同年 8 月まで

私は、昭和 57 年 7 月に会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、その後も会社を辞めるたびに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。また、申立期間①、②及び③の夫婦二人分の国民年金保険料は、私が毎月一緒に納付した。一緒に納付した夫の保険料は納付済みとなっているのに、申立期間①の保険料が未納で、申立期間②及び③が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は「昭和 57 年 7 月に会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の主張する 57 年 7 月ではなく、58 年 4 月頃に払い出されていることが推認できる。なお、住民票によれば、申立人は 49 年 1 月以降において A 区に住所を定めていることが確認できることから、同一区において同一人に対し複数の手帳記号番号が払い出されることは考え難く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、国民年金保険料を現年度納付又は過年度納付することが可能な期間であるものの、申立人は、「当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無い。」と述べている。さらに、オンライン記録によれば、当該期間直前の 57 年 7 月の保険料は、厚生年金保

険に加入したことにより、既に納付済みであった59年9月分の保険料が59年10月に充当されたものであることが確認できる。その上、59年5月に作成されたA区の年度別納付状況リストによれば、57年7月及び当該期間の保険料は未納と記録されていることも確認できる。これらのことから、57年7月及び当該期間の保険料は、当該保険料が充当された時点より前においては、未納であったものとするのが自然である。

申立期間②及び③については、申立人は「会社を辞めるたびに厚生年金保険から国民年金への切替を行った。」と主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、申立人は昭和59年9月に国民年金の被保険者資格を喪失後、63年4月まで同被保険者資格を取得しておらず、同手帳の当該記録に係る記載欄には、申立人が申立期間を通じ住所を定めているA区の印が押されていることが確認でき、不自然な点は見られない。その上、申立期間②及び③は、オンライン記録によれば、国民年金の未加入期間として管理されていることが確認できる。これらのことから、当該期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付頻度及び納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私の妻又は妻の父は、昭和53年3月頃、私の申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を一括で前納したはずである。申立期間が国民年金に未加入で、申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、資格喪失日として、「昭和53年4月1日」と記載されており、申立期間は国民年金に加入していない期間とされている。その上、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の妻は、当該手帳以外にほかの年金手帳を受領、所持した記憶が無いと述べている。これらのことから、申立期間において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳には、申立期間の始期である昭和53年4月の欄に「資格喪失」の印が押されていることから、申立期間は、国民年金に加入していない期間とされていることが確認できる。その上、申立期間は、オンライン記録においても、厚生年金保険及び共済年金加入期間として管理され、国民年金の被保険者期間となっていないことが確認できる。

さらに、申立人の妻は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付した証拠として、申立期間に係る「国民年金保険料領収書」を提出しているが、当該領収書には領収印が押されておらず、申立人の妻は、当該領収書に加え、納付時に金融機関等に提出する「国民年金保険料納付書」も併せて所持していることから、申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付したことをうかがうことはできない。

加えて、申立人の妻又は妻の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の定額保険料及び付加

保険料の納付に関与しておらず、申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付したとする申立人の妻は、「申立期間の保険料は、父が納めていたのかもしれない。」と主張を変更するものの、同主張に合理的理由は見当たらず、妻の父から、当時の事情を聴取することができないため、申立期間の保険料及び付加保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の妻又は妻の父が申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から同年10月までの期間及び同年12月から11年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年7月から同年10月まで  
② 平成10年12月から11年2月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職するたびに、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行い、郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険適用事業所を退職するたびに、いずれも厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所で行ったと説明しているが、申立期間①については平成10年9月24日、申立期間②については11年2月24日に国民年金の加入勧奨が申立人に対し行われたものの、未適用者一覧表（最終）が作成されたのが、申立期間①は12年2月、申立期間②は同年8月であることがオンライン記録で確認でき、その時点までいずれの申立期間も国民年金の加入手続が行われていなかった。

また、申立期間①及び②はいずれも平成16年9月6日に申立人の被保険者資格の得喪記録が追加されたことがオンライン記録で確認でき、当該記録が追加されるまでは申立期間は国民年金の未加入期間で、制度上、保険料を納付することができない期間であり、当該記録追加時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年7月から14年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月から14年7月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が専門学校を卒業するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は、同校を卒業後に母から納付書を渡され2、3回は保険料を納付したが、その後は保険料を未納にしていたため、未納期間の保険料は後に母に立て替えてもらい、遡って一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が20歳の時から専門学校を卒業するまでの期間の保険料を納付していたとする母親は、保険料の納付時期及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、同校を卒業後に母親から保険料の納付書を渡され2、3回は保険料を納付したが、その後未納にしていた期間の保険料は母親に立て替えてもらい、遡って一括で納付したと説明しているが、申立人は、母親から納付書を渡された時期、2、3回に分けて納付したとする納付時期、その後に保険料を遡って一括で納付した時期及び一括で納付した保険料額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の未納分の保険料を立て替えたとする母親も、立替え時期及び立て替えた金額に関する記憶が定かでない。

さらに、申立人は、遡って保険料を一括で納付したのは1回だけであると説明しているが、申立期間後の平成15年10月から16年12月までの期間の保険料を17年4月27日に遡って一括で納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで  
私の母は、ラジオ放送で「国民年金保険料は 2 年間遡って納付することができる。」と聞いたため、私が国民年金に加入すれば 20 歳まで遡って保険料を納付することができると思い、すぐに私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、ラジオ放送で「保険料は 2 年間遡って納付することができる。」と聞いたため、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を遡って納付したと説明しているが、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付場所、納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 3 年 5 月頃に申立人の兄と連番で払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち元年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は上記手帳以外の手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人と連番で手帳記号番号が払い出された申立人の兄も、申立期間は国民年金に未加入であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から55年6月まで  
私は、昭和55年に区役所で国民年金の加入手続を行い、それまで未納だった期間の国民年金保険料を全て金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和55年に国民年金の加入手続を行い、それまで未納だった期間の保険料を遡って金融機関で全て納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の57年10月に払い出され、申立人は当該払出時点で過年度納付することが可能であった申立期間直後の55年7月以降の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できる一方、上記払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、厚生年金保険適用事業所を退職後に年金手帳を所持していた記憶は曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年4月から平成2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年6月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、海外留学中を含め国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付方法、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成4年4月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち、2年2月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、同年3月から同年6月までの保険料は過年度納付することが可能であったが、申立人の母親は、保険料を遡って納付したとする時期等に関する記憶は定かでない。

さらに、申立人は、上記の手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月、同年 4 月、56 年 6 月から 59 年 8 月までの期間、60 年 4 月から 61 年 1 月までの期間及び同年 4 月から 62 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月及び同年 4 月  
② 昭和 56 年 6 月から 59 年 8 月まで  
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 1 月まで  
④ 昭和 61 年 4 月から 62 年 6 月まで

私は、20 歳の頃、病気をしていたので国民健康保険と国民年金には関心があり、区役所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行い、区役所や区役所の出張所で国民年金保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金と厚生年金保険の切替手続及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 61 年 9 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①及び申立期間②のうち 59 年 6 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間③及び④については、上記払出時点で、これらの期間の保険料を過年度納付又は現年度納付することは可能であったが、当時居住していた区での納付状況についての記憶が曖昧であり、申立期間④の一部である 62 年 4 月から同年 6 月までの保険料に係るものとみられる過年度納付書が平成元年 7 月 5 日に作成されていることがオンライン記録で確認できるが、申立人は当時就職していたため、納付していないかもしれないと説明しているほか、申立期間③及び④に挟まれた厚生年金保険被保険者期間は、15 年 7 月 23 日に記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録

追加時点で厚生年金保険被保険者期間の保険料は還付処理されることになるが、当該処理が行われた記録は無く、当該記録追加以前は、厚生年金保険被保険者期間の保険料は未納であったと考えられること、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 6 月までの期間、59 年 7 月から 63 年 9 月までの期間、平成元年 5 月及び 2 年 2 月から同年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 6 月まで  
② 昭和 59 年 7 月から 63 年 9 月まで  
③ 平成元年 5 月  
④ 平成 2 年 2 月から同年 4 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、昭和 63 年に再就職するまで申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていた。また、平成元年以降の申立期間③及び④は、私が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の手帳記号番号は申立期間後の平成 6 年 3 月頃に払い出されており、この払出時点で申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間①及び②については、申立人の母親は、国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期、場所、当該期間の保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧であり、申立期間③については、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続及び当該期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間④については、申立人は当該期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年12月までの期間及び10年9月から11年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から6年12月まで  
② 平成10年9月から11年8月まで

私の母は、私が厚生年金保険適用事業所に就職した直後の平成7年の初め頃に申立期間①の国民年金保険料を遡って一括で納付してくれた。申立期間②は、私が同事業所を退職後すぐに厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、自分で保険料を毎月納付していたと思うが、母が後でまとめて納付してくれたかもしれない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人が厚生年金保険適用事業所に就職したことを契機に平成7年の初め頃に、母親が当該期間の保険料を遡って一括で納付してくれたと説明しているが、母親は、当該期間の保険料額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、当該期間後の9年1月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、当該付番時点では当該期間のうち6年11月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であったなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は当該期間の保険料は自身が市役所の窓口で毎月納付していたと思うが、母親が後でまとめて納付してくれたかもしれないと説明しているなど、保険料を納付した者、保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付頻度に関する記憶が曖昧であり、母親も当該期間の保険料を遡って納付した記憶は曖昧である。また、申立人は、平成10年8月に厚生年金保険適用事業

所を退職した直後に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと説明しているが、同年同月 11 日の申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を勸奨事象発生日として、当該期間後の 12 年 6 月 22 日に未加入期間国年適用勸奨（初回勸奨）が作成されていることがオンライン記録で確認でき、それまで申立人は国民年金への切替手続きを行っておらず、当該期間当時に保険料を毎月納付することはできなかつたと考えられる。また、当該期間直後の 11 年 9 月から 12 年 3 月までの期間の保険料は 13 年 10 月 23 日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、同年同月の納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで  
② 昭和50年4月から55年3月まで

私は、昭和50年1月に結婚のため退職し、実家に戻り国民年金の加入手続きを行い、同年4月の結婚後に国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は婚姻のため退職後、昭和50年1月に国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の55年4月3日に任意加入手続きをしたことにより払い出されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は申立期間に複数回の転居をしているが、国民年金の住所変更手続きをした記憶は曖昧であり、国民年金加入時に年金手帳を受領していないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間に納付したとする保険料額に関する記憶が定かでないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年2月まで  
私は、昭和57年3月31日に法人を退職し、翌日に市役所で国民年金の加入手続を行い、私が母と私の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和57年3月31日に法人を退職した翌日に市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人と母親の二人分の保険料を毎月納付していたと説明しているが、納付したとする保険料の納付額及び納付頻度は当時の状況と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和61年7月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、厚生年金保険の記号番号及び上記手帳記号番号がその後に記載された年金手帳を所持し、これ以外の手帳は所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から59年9月まで

私は、夫が国民年金に加入した昭和50年以降は夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当初申立期間の夫婦二人分の保険料は婚姻先が経営する店舗に来ていた金融機関の職員に渡し納付していたと説明していたが、その後自身の金融機関口座から夫婦二人分の保険料を口座振替により納付したかもしれないと説明内容を変更するなど、納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時に申立人が居住していた区が管理する昭和59年5月10日現在の年度別納付状況リストの区分欄には「フザイ」と記載されていることが確認でき、申立人は申立期間当時居住していた区では国民年金被保険者として把握されておらず、不在被保険者として扱われていたと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、夫婦二人分の保険料を自身の金融機関口座から口座振替により納付していたかもしれないと説明内容を変更した上で提出した申立期間当時の申立人の口座入出金取引明細書には一人分の保険料しか記載されておらず、申立人は当該口座入出金取引明細書に記載された保険料は自身の口座から振替納付されているため自身の保険料であり、夫の保険料は夫自身の金融機関口座から振替納付されているはずであると説明内容を変更しているが、当該金融機関は、申立期間当時の夫の口座に入出金記録は無いと回答していることから、当該資料は申立期間の保険料を納付した資料と認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月及び同年3月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した際には、必ず国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の場所、保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、当該基礎年金番号で国民年金の第1号被保険者資格を取得した15年2月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳以外に手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、本申立てについては、申立人は当委員会からの聴取の際に「認められる見込みがなければ審議にかけないでほしい。」と口頭で述べたため、この意向に沿うには今回の申立てを取り下げて、有効な資料が見つかった時点で再度申立手続を取ることになるとの説明を行い、申立人からの依頼により確認申立取下書を複数回送付し、また、取下げは書面主義とされているため、取下書の提出が無い限りは審議して結論を出すほかはないので取下書を提出するように勧奨したが、申立人から取下書は提出されなかったなどの経緯を踏まえ、審議を行ったものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成 3 年 3 月まで  
私の母は、私の大学生期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、加入手続の場所、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号を基に平成 9 年 1 月に付番されており、当該基礎年金番号で国民年金の第 1 号被保険者資格を取得した同年 8 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時の制度では、学生であった申立人は任意加入手続により国民年金に加入できるが、申立期間に国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年3月までの期間、10年4月、12年10月から13年9月までの期間及び14年8月から15年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月から9年3月まで  
② 平成10年4月  
③ 平成12年10月から13年9月まで  
④ 平成14年8月から15年1月まで

私は、国民年金の加入手続後、国民年金保険料を遡って納付していた。申立期間③が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間①、②及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料を遡って納付していたと説明しており、納付済期間と記録されている16か月間は過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるものの、申立人は具体的な保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間③については、申立人は当該期間に係る国民年金の再加入手続に関する記憶が定かでなく、申立人は、当該期間の再加入手続を行わないまま、厚生年金保険の被保険者資格を再取得したため、当該期間は未加入期間適用勧奨の対象とされ、平成14年8月27日に作成された最終勧奨対象者一覧表に記録されており、当該時点でも国民年金に未加入であったことがオンライン記録で確認できるほか、当該期間は未加入期間であり保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から59年3月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後、夫婦で国民年金の加入手続を行い、妻が国民健康保険料と併せて夫婦の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人夫婦は、申立人が厚生年金保険適用事業所を退職後に当時居住していた区の出張所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は転居先の市で昭和59年1月頃に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人夫婦の加入手続の時期の記憶は曖昧であること、申立期間の夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料の納付場所、納付時期及び納付額に関する記憶が定かでないこと、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無く、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの期間及び56年5月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から53年3月まで  
② 昭和56年5月から57年8月まで  
③ 昭和57年9月から59年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②当時は婚姻直後であり、転居後に私が国民年金の加入手続きを行い保険料を納付していた。さらに、申立期間③当時は夫婦で国民年金の加入手続きを行い、私が国民健康保険料と併せて夫婦の保険料を納付していた。申立期間①及び②が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、当該期間は学生が国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であること、申立人は当該期間に国民年金手帳を所持した記憶は無いこと、申立人の母親が申立人の弟の学生期間の保険料を納付していたとしているが、弟の学生期間も国民年金に未加入であることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、昭和56年5月の婚姻直後に転居した市で住所変更手続きを行い、同時に何かの申告を行ったと説明しているが、当該期間の国民年金の加入手続き、保険料の納付場所、納付時期及び納付額に関する記憶は曖昧であ

るほか、当該期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人夫婦は、申立人の夫が厚生年金保険適用事業所を退職後に当時居住していた区の出張所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は転居先の市で昭和 59 年 1 月頃に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人夫婦の加入手続の時期の記憶は曖昧であること、申立期間の夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人は、保険料の納付場所、納付時期及び納付額に関する記憶が定かでないこと、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月29日から45年5月1日まで  
A社に、昭和42年10月から47年4月まで継続して勤務していたが、申立期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である昭和44年12月29日から45年5月1日までの期間についてもA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人は、オンライン記録によれば、申立期間とほぼ同じ昭和45年1月6日から同年7月26日までの期間に、A社とは別のB社において厚生年金保険被保険者となっている。

また、申立人のA社における雇用保険の記録においては、昭和44年12月29日に、その被保険者資格を一旦喪失し、45年6月1日に被保険者資格を再度取得していることから、厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致し、申立人が、申立期間に雇用保険からも離脱していることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和44年12月29日に被保険者資格を喪失したときに、健康保険証を社会保険事務所（当時）に返却しており、同日以降は健康保険に加入していないこと（45年5月1日に被保険者資格を再取得）が確認できる。

加えて、A社は、既に解散している上、申立期間当時の事業主は死亡しており、同社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている複数の元従業員及び申立人が記憶している複数の元従業員に、申立人の同社における勤務等について照会したが、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できなかった。

このほか、申立人のA社における申立期間の勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社における厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月1日から31年9月9日まで  
10年以上前に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。不思議に思ったがそのまま忘れてしまい、昨年夫が亡くなったので年金の手続をしたときに、脱退手当金の支給記録が有ったことを思い出した。脱退手当金が支給された時期は、妊娠5か月頃であり、夫と義母と3人暮らしで、一人で外出することは無く、必ず義母が付き添っていた。その義母に付き添われ受取りに行った記憶が無い。地理に不案内な義母や平日昼間は仕事をしていた夫が代理で受け取ることも不可能だと思う。脱退手当金を受給した記憶が無いので、支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に勤務したA社B支店を退職した後の昭和32年2月25日に申立期間に係る脱退手当金が支給決定されている記録があるところ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、当該オンライン記録と一致する脱退手当金の支給対象期間、支給金額及び支給年月日が記載されているとともに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である31年9月9日から約5か月後に支給決定がされているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立人は、「脱退手当金が支給された時期は、妊娠5か月頃であり、夫と義母と3人暮らしで、一人で外出することは無く、必ず義母が付き添っていた。その義母に付き添われ受取りに行った記憶が無い。地理に不案内な義母や平日昼間は仕事をしていた夫が代理で受け取ることも不可能だと思う。」と主張しているが、脱退手当金の請求については、制度上、事業主等が代理して行うことが可能なほか、住居地近くの社会保

險事務所（当時）又は郵送でも行うことが可能である上、受給についても、住居地近くの金融機関において行うことが可能であり、しかも、本人が委任した者による代理受領も可能であったことから、申立人が、妊娠していて一人で外出できなかったこと等をもって脱退手当金の請求及び受給ができなかったとは言えず、また、このほか脱退手当金が受給できないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 22988 (事案 2637 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月1日から47年6月1日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと前回第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。

しかし、この第三者委員会の審議結果には納得できないので、新たな資料等はないが再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いこと、ii) 申立人は、申立期間前の12年間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できずとし、新たな資料等はないが再度申し立てているところ、今回の調査において、申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給に関する書類として、年金事務所に「脱退手当金裁定請求書」、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」等が保存されていることが判明した。

そして、当該裁定請求書及び裁定伺の記載内容は、オンライン記録の内容と一致している。

また、当該裁定請求書には、申立人の署名及び申立人以外が使用するとは考え難い印影の印鑑が押されていることが確認できる上、該裁定請求書の添付書類としてA社発行の申立人の「退職所得の源泉徴収票」が提出されていることが確認できることなどから判断すると、申立人の意思に基づき当該脱退手当金が請求されたものと認められる。

さらに、当該裁定伺には、脱退手当金の支給が送金により行われたことが確認できる上、送金先として申立人が当時居住していた地域の銀行名が記載されていることから、当該銀行を経由して申立人に脱退手当金が支払われたものと推認できる。

加えて、当該裁定請求書には、社会保険事務所（当時）からA社の社会保険事務担当者へ、同社の設立年月日や厚生年金保険新規適用年月日等を確認している記載があることから、当該脱退手当金の請求は、同社が関与して行われていたことが推認できる。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことを確認できる新たな資料や情報は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない。

したがって、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月28日から44年1月11日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。  
しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金の記録について調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年1月11日の前後の各1年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する17名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、12名に支給記録が確認でき、12名全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月以内に支給決定がなされている上、同一日又は同一月に資格喪失し、同一日に支給決定されている者が2組5名おり、当該支給記録のある複数の同僚は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」との供述をしていることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和44年2月12日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月1日から45年4月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において、申立人と同じ部門の嘱託社員として勤務していた同僚は、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していた旨供述している。

しかし、申立人のA社における雇用保険の加入記録では、昭和44年6月30日に一度離職して、再度45年4月1日に資格取得しており、申立期間の加入記録が確認できない上、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、申立人と同職種であった従業員のうち二人について、申立人と時期は異なるものの申立人と同様に継続して勤務していたとする期間の厚生年金保険の被保険者記録が無く、そのうち一人は、会社から組織の統合等により国民年金に加入するよう指示された旨供述していることから、A社では、一時期、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことがうかがえる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると同社は既に解散しており、同社を含むBグループ会社の人事・労務関連業務を行っていたC社は、当時の資料が保管されておらず、申立人の勤務実態や保険料控除については不明である旨回答している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届は、昭和44年8月13日に社会保険事務所（当時）で受理されており、申立人の健康保険被保険者証が返納されている旨の記載があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 22994 (事案 15101 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から51年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間前後の期間における標準報酬月額は当時の上限額であるが、申立期間の標準報酬月額は上限額を下回っている。源泉徴収票では給与の報酬月額は当時の標準報酬月額の上限額を上回っているため、報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい旨第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。

今回新たに提出する昭和51年の「普通預金・従業員預り金(一般口)取引推移一覧表」(以下「取引推移一覧表」という。)では、毎月の給与の振込額は当時の標準報酬月額の上限額をはるかに超えていたことが確認できる。また、入手した年金事務所<sup>びょう</sup>の記録は極めて不鮮明かつ拙劣な手書きの表であり信憑性に疑問がある。このため、再度調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 昭和51年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料控除額は、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている標準報酬月額から算出した社会保険料控除額とほぼ一致していること、ii) 当該被保険者名簿における標準報酬月額等に訂正が行われた形跡は無く、当該記録に不自然さは見当たらないこと、iii) 同社は申立期間当時の厚生年金保険の届出、控除に関する資料を廃棄済みであること、iv) 申立人は申立期間の給与明細を保管していないこと等から、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回新たに提出する昭和51年の取引推移一覧表では、毎月の給与の振込額は当時の標準報酬月額の上限額をはるかに超えていたことが確認できる

こと、また、入手した年金事務所の記録は極めて不鮮明かつ拙劣な手書きの表であり信憑<sup>びよう</sup>性に疑問があることから、再度調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい旨主張している。

しかしながら、A社は、当時の賃金台帳、給与明細等は保管しておらず、申立期間における申立人の標準報酬月額、厚生年金保険料控除額等は不明であることは、前回申立て以降現在も変わらず、新たに判明した事項及び新たに発見した資料も無い旨回答しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実について確認することはできない。

また、今回提出された昭和 51 年の取引推移一覧表は、前回申立て時に提出された昭和 51 年分給与所得の源泉徴収票の「支払金額」を裏付ける資料とは成り得るが、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除があったことを確認することはできない。

他方、当該源泉徴収票の社会保険料の金額を再度検証したが、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている標準報酬月額から算出した健康保険料及び厚生年金保険料に雇用保険料を加算した額とほぼ一致することが確認できる。

さらに、申立人が年金事務所から入手したA社に係る事業所別被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 48 年 11 月の厚生年金保険法の改正により標準報酬月額が 15 万円となったこと、51 年 8 月の改正欄は空欄となっており標準報酬月額の変更が無かったこと等が確認でき、当該記録に不自然さは見当たらない。

以上のことから、今回、申立人から提出された資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、その他、当初の決定を変更すべき新たな事情は無いことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月13日から63年2月9日まで

A社及び異動により同社と同じ事業主である関連会社のB社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、社会保険完備とある会社に応募したはずで、健康保険に加入し、厚生年金保険にも加入していたことは間違いないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述から判断すると、申立人は、同社及びB社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成2年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、同社は昭和62年5月25日にB社へ社名変更したことが確認できるが、オンライン記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

さらに、A社における申立期間当時の事業主及び社会保険担当者に照会したものの、回答を得ることができず、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、上記元従業員は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる以前は国民健康保険に加入していた旨供述していることから、当該従業員の申立期間当時の年金加入記録を調査したところ、国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 1 日から 53 年 1 月 1 日まで  
A 社 (その後、B 社を経て、現在は、C 社) にパートとして勤務していた期間のうち、同社の契約課に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の複数の従業員の証言から、申立人が申立期間に同社の仕事に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、B 社は、申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

また、申立人が記憶している A 社の同僚及び同社の従業員 74 人に照会したが、申立人が申立期間に同社に勤務していたことをはっきりと記憶している者がおらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人と同じくパートで入社したという契約課の従業員は、入社してしばらくしてから、会社の方針ということで厚生年金保険への加入を勧められたが、パートの場合は厚生年金保険に加入するかどうかは人それぞれだった旨述べている。

加えて、A 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の記録が遡って訂正される等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月7日から41年9月25日まで  
② 昭和44年7月26日から47年4月30日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。各社とも確認できる資料は無いが、記録のような報酬月額では生活できなかつたはずなので、申立期間①及び②の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」では、申立人の同社における資格取得時の標準報酬月額は、2万4,000円と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社は、上記決定通知書以外の資料は保管していないと回答していることから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、A社に申立期間①当時に勤務していた従業員に照会したところ、複数の従業員は、「実際の給与額は、厚生年金保険の標準報酬月額の記録と差異は無い。記録どおりだと思う。」と述べており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の記載内容が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

2 申立期間②について、B社の事業主の妻は、「当社は、解散したため、書類は廃棄している。」旨回答していることから、申立人の申立期間②当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、B社に申立期間②当時勤務していた従業員に照会したところ、複数の従業員は、「実際の給与額は、厚生年金保険の標準報酬月額記録と差異は無い。記録どおりだと思う。」と述べており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の記載内容が遡って訂正がされる等の不自然な処理は見当たらない。

3 このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月1日から63年11月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前後の標準報酬月額より低くなっている。申立期間もその前後と変わらない給与が支給されていたので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間当時の賃金台帳兼源泉徴収簿を保管していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

しかし、B社は、社員一覧表(昭和62年10月1日現在)、平成元年の賃金台帳兼源泉徴収簿、特別内勤社員関連規定(平成4年12月現在)及び就業規則を提出し、申立人は昭和61年\*月に満55歳に達し、62年4月に特別内勤社員となったことから、それ以前とは給与が別体系となったので、申立期間における標準報酬月額が従前の記録と比べ減額となっているというのは違和感の無い記録だと思われると回答している。

また、上記の就業規則によると、「満55歳を超え」とは「当該年度の末日(3月31日)を超えることをいう。」と定められているところ、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間前は47万円であったものが、昭和62年7月の随時改定により41万円に減額となっており、上記事業所の回答と符合していることが確認できる。

さらに、A社に係るオンライン記録において、生年月日が昭和5年4月2日から8年4月1日までの期間にある被保険者(満55歳に達する日の属する年度の末日以前に資格喪失した者及び申立人を除く。)13人について調査したところ、8人については満55歳に達した次の年度の7月に、申立人と同様に随時改定により標準報酬月額が減額となっていることが確認できる。

加えて、上記8人のうち所在が判明した4人に照会したところ、回答のあった3人は、

満 55 歳で役職定年（第一次定年）となり、その後に勤務した期間の給与は大幅に減額となったと回答している。

一方、上記 13 人のうち、満 55 歳に達した次の年度に標準報酬月額が減額となっていない被保険者 5 人のうち所在が判明した 4 人に照会したところ、回答のあった 3 人は、当時の職種について、一人は副社長、一人は外勤で損害保険の契約取扱、一人は A 社記念館設立準備委員で特別内勤社員に該当しなかったと回答している。

また、上記の随時改定により標準報酬月額が減額となっていることが確認できる被保険者のうち、二人から提出された A 社における当該随時改定が行われた年の給与支給明細書を調査したところ、当該明細書に記録されている厚生年金保険料から算出される標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 12 月 1 日から 4 年 8 月 1 日まで  
② 平成 8 年 3 月 31 日から同年 8 月 10 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額より低くなっており、また、申立期間②については厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に対して再度申し立てたが、同委員会から、記録を訂正できないと通知を受けた。

しかし、判断に納得できないため、今回新たに、A社で給与計算をしていた同僚二人の連絡先を提出するので、再度調査して、それぞれの申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、i) オンライン記録によると、申立人の平成 2 年 12 月 1 日の資格取得は同年 12 月 18 日に処理され、3 年 10 月の定時決定は同年 8 月 17 日に処理されており、いずれも標準報酬月額は 26 万円で記録され、不自然な処理は見当たらないこと、ii) A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iii) 所在が確認できた同僚二人からも、申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができないこと、また、申立期間②については、i) オンライン記録によると、A社は 8 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は適用事業所となっていないこと、ii) 事業主は所在が不明であり、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日まで加入記録がある同僚二人(上記事業主と申立人を除く。)はいずれも所在が不明であることから、申立人の申立

期間における勤務実態等について供述を得ることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、23年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は新たな情報として、A社の当時の状況を把握しているB会計事務所の連絡先を資料として提出して、申立期間①については、標準報酬月額を訂正してほしい、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして再申立てを行っているが、上記会計事務所は、決算書等の資料は全て同社に返却しているので、当時の資料は何も無く、平成8年には、同社から経理事務を受託していないので分からないとしていることから、23年10月26日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A社で給与計算をしていた同僚二人の連絡先を提出するので、再度調査して記録を訂正してほしいと主張している。

しかし、申立期間①について、同僚一人は、社会保険関係は事業主である父と上記会計事務所の人がやっていて、自身は関わっていないので分からないと回答しており、他の同僚は、申立人の申立期間①における標準報酬月額については分からないと回答している。

また、申立期間②について、上記同僚二人のうち一人は、平成8年3月いっぱい仕事で辞めて他県へ行ったので、申立人がいつまで勤務していたか、また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の申立人の給与からの保険料控除について分からないとしている。さらに、他の同僚は、申立人がいつまで勤務していたか分からないとしている。

これらの事情及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたこと、また、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月1日から47年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に道路舗装工事の作業員として勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に道路舗装工事の作業員として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和45年7月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち、同日より前は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人が記憶している同僚4人について、A社で被保険者となった記録が見当たらない上、申立人及び複数の従業員が記憶する同社の申立期間における従業員数は、34人から55人くらいであったとしているところ、申立期間のうち、昭和45年7月から47年9月までの期間における同社の被保険者数は最大で14人であることから、同社は、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間の一部に被保険者記録があり、連絡先の判明した従業員10人に照会したところ、回答のあった6人全員が申立人を記憶しておらず、厚生年金保険の取扱いについては分からないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は連絡先が不明であり、申立人が記憶している取締役の連絡先も不明であることから、

申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が申立期間前の標準報酬月額より低くなっている。申立期間当時の社長と一緒に社会保険事務所（当時）に出頭し担当係官と相談し、標準報酬月額の変更はしたが、会社から訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 5 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで 53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 5 年 3 月 31 日より後の同年 5 月 20 日付けで 8 万円に遡って引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の元代表取締役は、「申立期間当時、申立人が経理部長で社会保険事務の責任者だったと思う。申立人からは社会保険事務所に行き、滞納の解消について話をしてきたことは聞いている。社会保険事務所に提出した書類は、私の了解を得て申立人が押印していたと思う。」と供述している。

また、申立人は、「A社での役職は役員で経理部長であり、会社の印鑑は私が管理しており、当時、社会保険料の滞納があり、当時の社長と社会保険事務所に行き、担当係官と相談し、標準報酬月額の減額の手続をした。」と供述していることから判断すると、申立人は、同社における社会保険手続に権限を有し、標準報酬月額の当該減額訂正処理に関与していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険の届出事務に権限を有する経理部長として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚

生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 6 月 22 日から 62 年 3 月 26 日まで  
② 平成 6 年 7 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで

申立期間①のA社では、年間 500 万円で契約し正社員として勤務していたが、標準報酬月額が低額に記録されているようなので、正しい記録に訂正してほしい。

B社に勤務した期間のうちの申立期間②については、社会保険事務所（当時）の職員が自宅まで来て、標準報酬月額が改ざんされていると説明した。また、当時の従業員が標準報酬月額の相違につき申し立てたところ、記録訂正が認められた。自身の記録も改ざんされていると思われるので正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①の標準報酬月額が、自身が受けていた給料より低額に記録されているとして申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、A社の元事業主は、「会社は既に倒産し、資料は何も残っておらず、保険料控除等については不明である。」旨回答している。

また、オンライン記録から、申立期間①当時、A社で被保険者資格を取得している元従業員 6 人に照会し 5 人から回答を得たが、いずれも給料明細書等、保険料控除を確認できる資料を所持しておらず、申立人も保険料控除に係る資料を有していないとすることから、申立期間①における厚生年金保険料控除について確認することが

できない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を確認したところ、申立人の標準報酬月額が遡って訂正及び記録される等、不自然な点は見当たらない。

なお、申立人は、A社において年間2.5か月分の賞与を受けていたとしているが、申立期間①においては、賞与は年金給付及び保険料算定の基礎には含まれておらず、申立期間①の標準報酬月額と申立人が主張する給料との差額は賞与相当分であったとも考えられる。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、平成6年7月から同年10月までは53万円、同年11月から7年6月までは59万円と記録されていたところ、7年8月1日付けで、6年10月の定時決定（53万円）、同年11月の制度改正に伴う標準報酬月額改定（59万円）が取り消された上、6年7月に遡及して34万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年3月31日）の後の平成8年8月6日付けで、7年7月以降は59万円と記録されていた標準報酬月額が、遡及して9万8,000円に減額訂正処理されている上、同様の減額訂正処理は、申立人以外二人の被保険者についても行われていることが確認できる。

一方、B社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は平成7年7月12日に同社の代表取締役就任していることが確認でき、その後、辞任の登記がされていないことから、上記減額訂正処理日（平成7年8月1日及び8年8月6日）において、同社の代表取締役であったと認められる。

また、申立人は、「B社では社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から呼出しを受け自身が出頭した。その際、社会保険事務所職員から、滞納月で社会保険を解約することにより滞納保険料を解消できる旨の説明を受け、そのようにした。また、会社は平成8年9月頃に倒産したと思う。」と回答、供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の代表取締役として同社の社会保険業務に係る権限を有し、標準報酬月額を遡って減額訂正することに自らが関与し、また、厚生年金保険の適用をやめることで滞納保険料の解消を図りながら、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年から平成 4 年 6 月 21 日まで

A社で営業職として勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 62 年頃から講演会やパーティ等の企画販売営業職として勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社で勤務していた複数の従業員は、「申立人は昭和 61 年あるいは 62 年頃から勤務していた。」と回答していることから、申立人は、勤務開始時期は特定できないが同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は既に適用事業所ではなくなっており、元事業主（商業登記簿では、昭和 61 年 9 月 12 日に代表取締役役に就任し、申立期間中、代表取締役）に文書照会したが、回答は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。また、申立人がA社の経理担当役員として名前（名字のみ）を挙げる者は、連絡先が確認できないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、「A社の従業員数は 60 人くらいだった。」としているところ、オンライン記録によると、申立期間中の被保険者数は、昭和 62 年 1 月は 6 人、63 年 1 月は 29 人、平成元年 1 月は 45 人、2 年 1 月は 40 人、3 年 1 月は 36 人、4 年 1 月は 32 人、申立人が被保険者資格を取得する前月の 4 年 5 月は 26 人と推移し、同社の従業員数と被保険者数との間に乖離かいりが生じている。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げている二人のうち一人は、自身は昭和 61 年にA社に勤め始めたとしているが、その同僚の厚生年金保険の資格取得日は申立人と同日（平成 4 年 6 月 21 日）である。

加えて、資格取得日が申立人と同日である従業員 3 人のうち一人は、A社に勤務する

者で厚生年金保険に加入していない者として、具体的な従業員名を挙げて、「加入しないことを申し出た者などは厚生年金保険に加入していなかった。」としている。

これらのことから、A社では、従業員の申出などによって厚生年金保険に加入させていたことがうかがえ、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 10 日から同年 9 月 7 日まで  
A 事業所（現在は、B 事業所）の研究船である C 丸に船医として乗船した申立期間における船員保険の加入記録が無い。申立期間に乗船したことは、B 事業所発行の在職証明書で明らかである。  
また、申立期間の前後は同系列の D 病院での厚生年金保険の加入記録があり、同一企業内の転勤に伴う空白期間である。さらに、船員保険法第 2 条では、船医は同法の被保険者である海員にあたり、同法第 11 条により、海員である船員はたとえ臨時職員であっても強制的に加入しなければならないため、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された B 事業所発行の在職証明書及び E 大学の人事記録から、申立人が申立期間に A 事業所に勤務し、上記在職証明書から船医として C 丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所は、申立人を船員保険の被保険者となるべき者であったことは認めているものの、1 か月の短期雇用であり、時間雇用という形態であったため、社会保険の加入手続を行っていなかったと考えられる旨回答している。

また、B 事業所は、正職員の社会保険手続及び給与計算は E 大学が一括して行っていたが、臨時職員の社会保険手続及び保険料控除の給与計算は各事業所が独自に行っており、申立人に係る給与からの船員保険料の控除について確認できる資料は保存していないものの、船員保険の加入手続を行っていない職員から保険料を控除することはない旨供述している。

さらに、申立期間に係る船員保険被保険者番号払出簿に A 事業所及び申立人の名前は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年11月30日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は保有していないが、私の給与は固定給であり、勤務期間を通して32万円だったので、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成4年6月から同年9月までは32万円、同年10月から5年5月までは26万円、同年6月から同年10月までは20万円と記録されているところ、申立人は、給与明細書等は保有していないが、同社に勤務した期間の給与は固定給の32万円であり、保険料控除額も変わらなかったと思うので、調査して正しい記録に訂正してほしい旨申し立てている。

しかし、A社は、平成10年8月31日に適用事業所でなくなっている上、同社の事業主とは連絡が取れないため供述が得られないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶するA社の上司及び同社に係るオンライン記録から申立人とほぼ同時期に勤務していることが確認できる複数の従業員は、いずれも当時の給与明細書等を保有しておらず、当時の同社における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係るオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無いことから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保有していないとしているため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与

からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 23016 (事案 227 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 11 月 16 日から 49 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 10 月 1 日まで  
④ 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 7 月 1 日まで  
⑤ 昭和 60 年 3 月 16 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和 48 年 11 月 16 日から 49 年 1 月 16 日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨申し立てたところ、当該期間は厚生年金保険の加入期間と認められ、標準報酬月額を 8 万 6,000 円とする旨通知を受けた。しかし、それまでの標準報酬月額 (9 万 2,000 円) と比較して低下することは不自然であるので、当時の給与明細書等は保有していないが、申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②ないし⑤の標準報酬月額が、直前の標準報酬月額と比較して低下していることは不自然なので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 48 年 11 月 16 日から 49 年 1 月 16 日までの期間に係る申立てについては、申立人に係る A 社 B 営業所に係る厚生年金保険被保険者原票の記載から標準報酬月額を 8 万 6,000 円とすることが妥当であるとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 11 日付けであっせんの通知が行われている。

これに対し、申立人は、A 社 (本社) から同社 B 営業所に異動した際に、異動前の標準報酬月額の 9 万 2,000 円に比べて低いことについて、通勤交通費の変動はあったものの、給与が下がった記憶は無いので、当該標準報酬月額の減額には疑義があると主張している。

申立期間②ないし④については、申立人は、A社B営業所における各申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が従前の標準報酬月額に対して減額されていることについて、給与が下がった記憶は無いので、当該標準報酬月額の減額は考えられないとしている。

申立期間⑤については、A社B営業所から同社C本社に異動した際に、当該期間に係る標準報酬月額が34万円と記録されており、異動前の標準報酬月額の36万円に比べて低いことについて、通勤交通費の変動はあったものの、給与が下がった記憶は無いので、当該標準報酬月額の減額には疑義があると主張している。

2 申立期間①ないし⑤について、A社は、申立人に係る厚生年金保険料控除額が確認できる資料を保管していない旨回答しているが、同社の現在の人事担当者は、営業職の従業員は、基本給のほかに歩合給（販売手当）が支給されており、毎月、大幅に給与の支給額が増減する場合があるので、定時決定や随時改定の際に標準報酬月額の大幅な変動はあり得る旨供述している。

また、A社が加入していた厚生年金基金から提出のあった申立人に係る「一時金給付額計算書」における標準報酬月額は、上記原票又は同社（本社及びC本社）に係る事業所別被保険者名簿の記録及びオンライン記録の標準報酬月額と全て一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①ないし⑤について、上記原票又は被保険者名簿では、申立人と同様に標準報酬月額が低下している複数の従業員が確認できる上、申立人に係る記載内容に遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①ないし⑤に係る給与明細書等を保有していない上、当時の従業員への文書照会を希望していないため、厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

A事業所（現在は、B事業所）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同事業所には、継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所の一般紙の記者クラブにおいて、申立人と一緒に勤務していたとする元従業員が「申立人の退職日は昭和63年3月30日か31日かは覚えていない。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できない。

また、B事業所の現在の厚生年金保険担当者は、「申立人は、日々雇用による非常勤職員として勤務したと考えられる。当時、非常勤職員に係る任用期間の上限は、通常の場合、会計年度の初日から起算して2か年度であったので、申立人の場合も、昭和62年度末（63年3月末）で退職したと考えられるが、実際の運用では、採用の日から起算して満2年間とする取扱いもあった。また、その場合、満2年間のうち、会計年度の半期末又は年度末で退職する場合は、月末日の1日前に退職する取扱いもあったようだが、当時の運用要領や申立人に係る資料は残っていないため、申立人の雇用期間及び最終就労日は63年3月30日か31日かは不明である。ただ、当時、保険料の納付額と引当額（本人負担分と事業主負担分の合計額）の一致を、毎月、確認していたはずであり、一致しないまま社会保険事務所（当時）に納付することは考えられない。不一致であれば、原因を究明していたはずである。」旨供述していることから、同事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、オンライン記録から、A事業所の複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

さらに、B事業所の現在の厚生年金保険担当者は、「当時、申立人の給与は日給月給、給与締切日は月末日、支払日は翌月 16 日、保険料は翌月控除であった。」旨供述し、また、申立人及び当該担当者は、「申立人の当時の日給額及び出勤日数は不明である。」旨供述しているところ、申立人から提出されたC銀行D支店の申立人に係る「普通預金月中取引表」に記載された昭和 63 年 4 月給与振込額（同年 3 月分給与）は、その直前の 62 年 11 月から 63 年 3 月までのいずれの月に係る給与振込額（保険料控除後の金額）より多額であり、特に、同年 1 月から同年 3 月までの直前 3 か月の各月の振込額との金額差は、資格喪失前の同年 2 月の標準報酬月額に係る厚生年金保険料と健康保険料の個人負担分の合計額より過大であることから、同年 3 月分給与では厚生年金保険料等を控除していないことがうかがわれる。

なお、申立人は、「私は、昭和 61 年 7 月 1 日から、当初、2 年間の契約で、A事業所の一般紙の記者クラブにおいて、準職員（勤務形態の正式名称は不明）として勤務したが、同事業所から紹介を受けたE事業団（後に、F事業団）に 63 年 4 月 1 日採用が決定したので、同年 3 月 31 日付けで退職した。」旨供述しているところ、当時、同事業所の専門紙の記者クラブにおいて、非常勤職員として勤務していたとする元従業員は、「同事業所に係る 2 年の契約期間の途中で、同事業所から紹介を受けて、平成元年 3 月 6 日にG事業団へ転職したが、同事業所退職に当たっては、同年 3 月 5 日退職にて退職願を提出した。」旨供述しているが、オンライン記録によると、当該元従業員の同事業所における資格喪失日は同年 3 月 5 日、当該事業団での資格取得日は同年 3 月 6 日と記録されており、申立人と同様に、資格喪失日と資格取得日に 1 日の空白があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 23025 (事案 17918 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 20 日から 32 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 11 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②における厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から申立期間①及び②について、いずれも勤務が確認できないなどの理由により、記録訂正を行うことができないとの通知があった。

しかし、申立期間中は、それぞれの会社に継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) A社は昭和 29 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所となっていること、ii) 元従業員の一人が、同社は 29 年 4 月頃倒産し、倒産する少し前から給与は出ていなかったため、倒産後に保険料が控除されることはあり得ないと供述していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、当該期間に係る年金記録の訂正は必要でないとする平成 23 年 6 月 15 日付けの通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①については、新たにA社に係る昭和 29 年 11 月 4 日撮影のCにおける社員旅行の集合写真を提出し、同僚 5 人の名前を挙げて、これらの者から聴取することにより、申立人の同社における勤務が確認できるはずなので、これに基づき、年金記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、一般的に社員旅行の集合写真等の写真により、事業所における勤務を推認することが難しいところ、申立人から提出のあった写真は、昭和 29 年に撮影したものであることが確認できない上、当該写真に写っている申立人が名前を挙げた

同僚5人の連絡先は不明であり、これらの者から撮影した年を確認することができず、この写真からは29年11月に申立人が同社に勤務していたことは確認できない。

また、そもそも、前回の通知文に記載してあるとおり、A社は、昭和29年5月21日に厚生年金保険から脱退し、適用事業所でなくなっており、同日以降、同社の社員は、全員が厚生年金保険の被保険者とはなれない上、元従業員が同社は同年4月頃に倒産し、倒産する少し前から給料が出ていなかったという供述をしていることなどから、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者であったとは考えられない。

このため、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立てについては、i) B社の現在の事業主が申立期間②における申立人の在籍が確認できないと供述していること、ii) 当時の事業主や社会保険担当者は死亡又は所在不明で、申立人の勤務について確認できないこと、iii) 複数の元同僚は、申立人が申立期間②において勤務していたかを記憶していないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、当該期間に係る年金記録の訂正は必要でないとする平成23年6月15日付けの通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②については、B社の当時の社会保険事務担当者の所在が判明し、当該社会保険事務担当者が申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って社会保険事務所（当時）に提出したことを認めているので、これに基づき、年金記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、当該社会保険事務担当者は、申立人から、私の申立期間②における厚生年金保険の被保険者期間が無いのはあなたが間違っただけで私の資格喪失届を提出したのではないかと言われ、50年も前のことで、申立人がいつまでB社に勤務していたか、申立期間②も勤務していたのか、また、申立人の言うとおりであれば、なぜ申立人が勤務しているのに誤って資格喪失届を提出したか等について記憶が無いが、申立人の資格喪失届を間違い無く提出したという証拠も無い上、自分が誤って申立人の資格喪失届を提出したと言え、申立人の申立期間②における年金記録が認められるのであればと思い、「私が誤って申立人の資格喪失届を提出した。」と言ったものであると供述している。

そして、仮に、申立人の主張するように、申立人が昭和35年9月末まで勤務していたにもかかわらず、当該社会保険事務担当者が誤って申立人の資格喪失日を昭和32年11月1日として届け出たとすれば、まず、社会保険事務所から、当該届出に基づいて申立人の資格喪失処理をした旨の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書がB社に送付され、次に、同社から社会保険事務所には、33年8月、34年8月及び35年8月と3回の標準報酬月額を決定するための報酬額の算定基礎届が提出されることとなるが、たとえ当該資格喪失確認通知書では、誤って資格喪失届を提出したことに気付かなかったとしても、少なくとも33年8月の算定基礎届において、社会保険事務所及び同社では申立人が誤って被保険者資格を喪失していることに気付くはずであることから、当該社会保険事務担当者が32年11月1日を申立人の資格喪

失日として届け出たことが誤って行われたものとは考え難い。

また、申立人が申立期間②における勤務を確認できるものとして、以前提出している昭和 33 年に行われたとする社員旅行の集合写真については、33 年に撮影したものであることが確認できない上、申立人以外にも申立期間②においてB社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない者も含まれており、また、当時の従業員の一部が、「当時の社長は、取引先や外注先の担当者なども社員旅行に招待していた。」と供述しており、申立人も同社の関係者として同社の社員旅行に同行した可能性も否定できないことなどから、申立人が申立期間②に勤務していたことを確認できるものではない。

このため、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月15日から2年7月1日まで  
平成23年9月頃に送られてきたねんきん定期便を見て、申立期間は厚生年金保険に加入していないことを初めて知った。しかし、A社には、昭和63年から平成5年まで、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年11月以降、申立期間を含めて、平成5年2月までA社に継続して勤務していたと申し立てているところ、申立人が保管する申立期間当時の給与振込先銀行の預金通帳、平成2年分の同社に係る源泉徴収票、同社において申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の同僚の供述等から、申立人が、申立期間においても、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出のあった平成2年分の源泉徴収票における厚生年金保険料等の社会保険料の控除額は、厚生年金保険被保険者期間としてオンライン記録のある同年7月以降の被保険者期間の標準報酬月額に見合う額であることが確認でき、同年1月から同年6月までの期間は、厚生年金保険料等の社会保険料は控除されていないものと認められる。

また、オンライン記録により、申立人のA社における健康保険証の交付・回収状況を見ると、同社における最初の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理日である平成2年1月11日に健康保険証が一旦社会保険事務所（当時）に回収され、その後、厚生年金保険被保険者資格の再取得処理日である同年7月6日に健康保険証が新たに発行されていることが確認でき、厚生年金保険と一緒に加入しているべき健康保険についても、申立期間は離脱していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月1日から33年5月20日まで  
日本年金機構から届いた確認ハガキを平成23年8月頃に見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。  
しかし、私は、A社を退職する際、脱退手当金についての説明を聞いた覚えは無いし、受け取った覚えも無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において勤務していたA社を退職した後の昭和34年3月\*日に婚姻し、姓が変わっているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄においては、申立人の姓は、申立人に対する脱退手当金が支給決定された35年12月26日に近接する同年12月16日になって、婚姻後の姓に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該姓の変更手続が行われたものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和35年12月26日の直前の同年11月16日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月25日から25年10月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和24年2月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社は、「当時の人事記録、賃金台帳等の資料が保管されておらず、申立人の申立期間の勤務実態及び保険料控除については不明である。」旨回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同社が適用事業所でなくなった昭和24年2月25日に被保険者資格を喪失したことが確認できる従業員は15人いるものの、その後、25年10月1日に再度適用事業所となったA社及び再度適用事業所となったA社と事業主名が同一であるB法人の両社の新規適用日である25年10月1日に再度資格取得した者は同僚二人と従業員4人の合計6人いることが確認できるところ、このうち所在が判明した一人からは供述が得られないことから、申立人の申立期間の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 10 月 31 日から 25 年 10 月 1 日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それまではB県のA社に勤務していたが、同事業所が閉鎖になるということで、社長が私にC県で店を持たせるということになり、D店内にA社の受注を目的とした事業所を開設し、そこで他の従業員一人と共に二人で勤務したが、その期間の記録が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 24 年 2 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後 25 年 10 月 1 日に再度適用事業所となっているが、申立期間のうち 24 年 2 月 25 日から 25 年 10 月 1 日の間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社は、「当時の人事記録、賃金台帳等の資料が保管されておらず、申立人の申立期間の勤務実態及び保険料控除については不明である。」旨回答している上、申立人は、同僚を 5 人記憶しているが、全ての同僚の所在が判明しないことから、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「B県のA社では縫製の仕事をしていた。その後、社長は私にC県で店を持たせようとしたため、店を出す場所を探した結果、D店内に場所が見つかり、そこでA社という名前を使わずに「D店洋服部」として店を出した。このD店洋服部では、注文を取るのが私の仕事で、裁断や縫製はやっていない。」旨供述していることから、異動後の業務内容・勤務形態は申立期間以前とは異なっており、同質性・継続性が確認できず、厚生年金保険料の控除について推認できない。

加えて、申立人は、「D店内の事業所においては、従業員は二人であった。」旨供述していることから、当該事業所は当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年頃から 52 年頃まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社において事務員として勤務していたことは確かなので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人が記憶しているA社の所在地を管轄する法務局及び移転先の管轄法務局に商業登記簿は保管されておらず、同社の事業主を特定できないことから、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、A社勤務当時の上司を記憶しておらず、また、同僚一人の氏名は姓のみの記憶で個人を特定できないため、これらの者から、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。